

少子化対策特別部会（第14回）

平成20年10月14日（火）
17:00～19:00
厚生労働省 省議室（9階）

議 事 次 第

○ 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

1. 保育サービスの提供の新しい仕組みについて
2. 保育サービスの質について
3. 関係者からのヒアリング

— ヒアリング出席者

- 東京都福祉保健局少子社会対策部長 吉 岡 則 重

[配付資料]

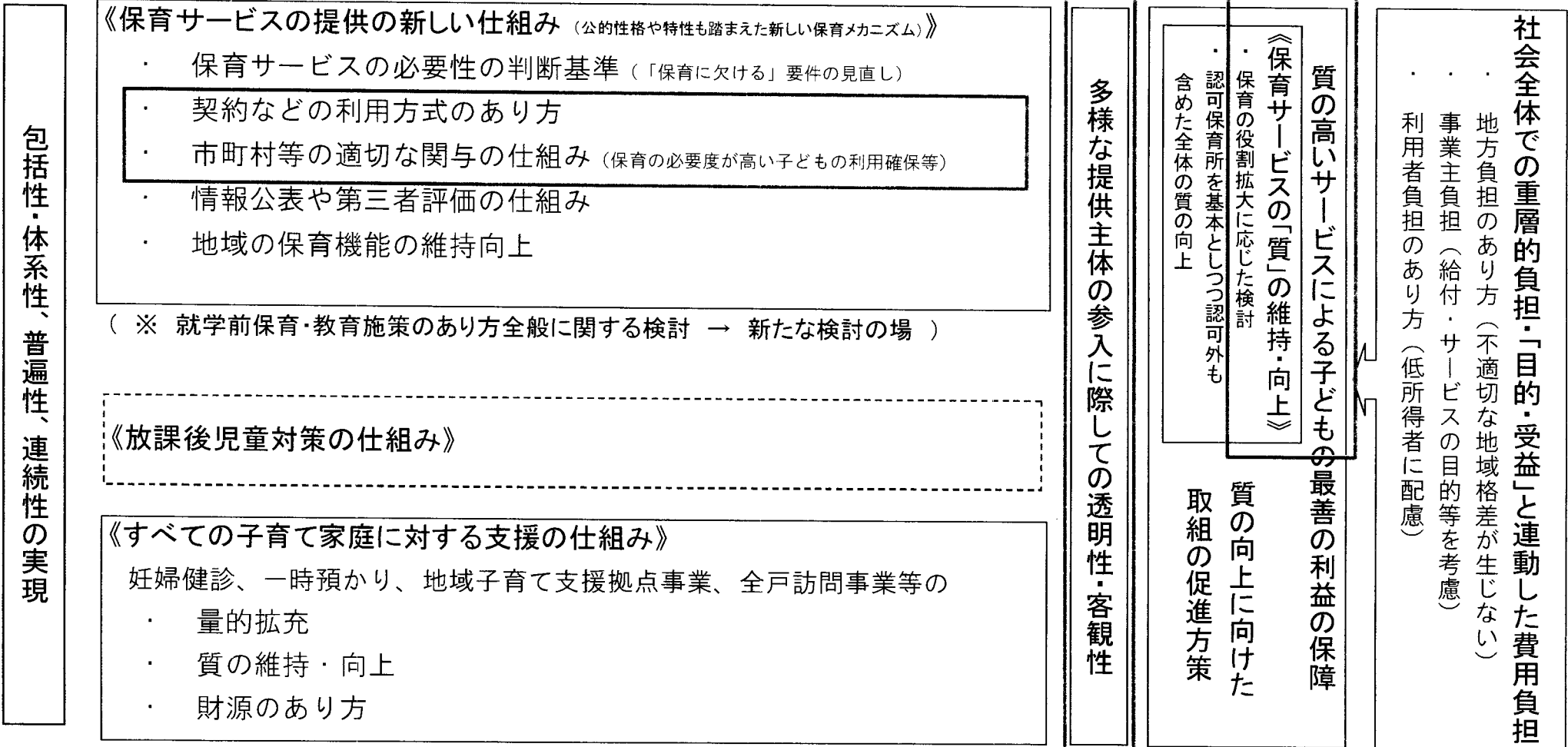
- 資料1 保育サービスの提供の新しい仕組みについて（2）
 （第13回少子化対策特別部会 資料3）
- 資料2 保育サービスの質について（2）（認可外保育施設の質の向上）
- 資料3-1 東京都提出資料（1）
- 資料3-2 東京都提出資料（2）
- 資料3-3 東京都提出資料（3）
- 参考資料1 岩村委員提出資料
- 参考資料2 大石委員提出資料
- 参考資料3 清原委員提出資料
- 参考資料4 吉田委員提出資料

第14回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料1
平成20年10月14日	

保育サービスの提供の新しい仕組みについて(2)

(※第13回少子化対策特別部会 資料3)

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項



特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含
働き方の見直しの必要性

現行の保育所の認可の仕組み

(現行の保育所の認可の仕組み)

- 現行制度では、
 - ・ 市町村が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事への届出
 - ・ 市町村以外の者が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事による認可を経ることとされている。

- 都道府県知事は、市町村以外の者から認可の申請があった場合、都道府県及び市町村による保育需要に関する現状分析と将来推計を踏まえ、申請への対応を検討すること(「保育所の設置認可等について」平成十二年児発第二九五号通知)とされており、認可の可否に関する裁量が比較的広く認められている。

- なお、主体制限については、平成12年に撤廃されており、株式会社やNPO法人の参入も可能。
ただし、施設整備補助は対象外とされている。

(認可の効果)

- 現行制度では、市町村に認可保育所における保育の実施義務を課した上で、認可保育所における保育の実施に要する費用を市町村が支弁するものとされている。
(※ 市町村が支弁した保育所運営費の負担割合は、
 - ・ 公立保育所は市町村10/10、
 - ・ 私立保育所は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。)

- 認可保育所となることの主たる効果は、この市町村による保育所運営費の支弁にある。

- また、認可保育所には、児童福祉施設最低基準の遵守が求められている。【→資料4 P24】

(保育の「実施義務の例外」との関係)

- 一方で、現行制度における市町村の保育の実施義務には、地域の保育所全体を通じて受入能力がない場合を含め、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるとき」は、認可外保育施設のある市町村を含む「その他適切な保護」で足りるものとされていることもあり(→※第12回(9/30)の課題)、待機児童がいる市町村の場合に必要な基準を満たしている場合であっても、認可されないことがあり得る。

(参考)

認定主体別保育所認可の状況（平成19年4月1日現在）

市町村	認可保育所数	公益法人	財団法人	学校法人	宗教法人	その他	非営利NPO	個人	その他	計
19市町村	130	4	0	19	2	0	10	10	0	33

20市町村・社会福祉法人以外の多様な主体による保育所認可の状況（年度別認可数）

年度	社団・財団	学校法人	宗教法人	NPO	有限・株式	個人	その他	計
19	1	0	0	1	0	0	0	2
20	1	0	2	0	0	0	0	3
21	1	0	0	0	0	0	0	1
22	2	0	0	0	0	0	0	2
23	2	0	0	0	0	0	0	2
24	2	0	0	0	0	0	0	2
25	2	0	0	0	0	0	0	2
26	2	0	0	0	0	0	0	2
27	2	0	0	0	0	0	0	2
28	2	0	0	0	0	0	0	2
29	2	0	0	0	0	0	0	2
30	2	0	0	0	0	0	0	2
31	2	0	0	0	0	0	0	2
32	2	0	0	0	0	0	0	2
33	2	0	0	0	0	0	0	2
34	2	0	0	0	0	0	0	2
35	2	0	0	0	0	0	0	2
36	2	0	0	0	0	0	0	2
37	2	0	0	0	0	0	0	2
38	2	0	0	0	0	0	0	2
39	2	0	0	0	0	0	0	2
40	2	0	0	0	0	0	0	2
41	2	0	0	0	0	0	0	2
42	2	0	0	0	0	0	0	2
43	2	0	0	0	0	0	0	2
44	2	0	0	0	0	0	0	2
45	2	0	0	0	0	0	0	2
46	2	0	0	0	0	0	0	2
47	2	0	0	0	0	0	0	2
48	2	0	0	0	0	0	0	2
49	2	0	0	0	0	0	0	2
50	2	0	0	0	0	0	0	2
51	2	0	0	0	0	0	0	2
52	2	0	0	0	0	0	0	2
53	2	0	0	0	0	0	0	2
54	2	0	0	0	0	0	0	2
55	2	0	0	0	0	0	0	2
56	2	0	0	0	0	0	0	2
57	2	0	0	0	0	0	0	2
58	2	0	0	0	0	0	0	2
59	2	0	0	0	0	0	0	2
60	2	0	0	0	0	0	0	2
61	2	0	0	0	0	0	0	2
62	2	0	0	0	0	0	0	2
63	2	0	0	0	0	0	0	2
64	2	0	0	0	0	0	0	2
65	2	0	0	0	0	0	0	2
66	2	0	0	0	0	0	0	2
67	2	0	0	0	0	0	0	2
68	2	0	0	0	0	0	0	2
69	2	0	0	0	0	0	0	2
70	2	0	0	0	0	0	0	2
71	2	0	0	0	0	0	0	2
72	2	0	0	0	0	0	0	2
73	2	0	0	0	0	0	0	2
74	2	0	0	0	0	0	0	2
75	2	0	0	0	0	0	0	2
76	2	0	0	0	0	0	0	2
77	2	0	0	0	0	0	0	2
78	2	0	0	0	0	0	0	2
79	2	0	0	0	0	0	0	2
80	2	0	0	0	0	0	0	2
81	2	0	0	0	0	0	0	2
82	2	0	0	0	0	0	0	2
83	2	0	0	0	0	0	0	2
84	2	0	0	0	0	0	0	2
85	2	0	0	0	0	0	0	2
86	2	0	0	0	0	0	0	2
87	2	0	0	0	0	0	0	2
88	2	0	0	0	0	0	0	2
89	2	0	0	0	0	0	0	2
90	2	0	0	0	0	0	0	2
91	2	0	0	0	0	0	0	2
92	2	0	0	0	0	0	0	2
93	2	0	0	0	0	0	0	2
94	2	0	0	0	0	0	0	2
95	2	0	0	0	0	0	0	2
96	2	0	0	0	0	0	0	2
97	2	0	0	0	0	0	0	2
98	2	0	0	0	0	0	0	2
99	2	0	0	0	0	0	0	2
100	2	0	0	0	0	0	0	2

(参考) 現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み

(現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み)

- 市町村が策定する整備計画に基づいて、以下の設置主体が保育所の施設整備(新設・修繕・増築等)を行う場合に、定員規模、地域等に応じて、補助を行うもの。

《対象法人》

社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所部分)、日本赤十字社、公益法人
(※株式会社、NPO法人は対象外。なお、公立保育所の施設整備については平成18年度に一般財源化。)

《国庫補助単価》 定員90名の新設の場合 1施設当たり6千万円(事業費ベース1億2千万円)※加算により異なる

《費用負担》 定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当

(参考) 現行の保育所運営費の仕組み

(現行の保育所運営費の仕組み)

○ 現行制度においては、

- (1) 「基本分保育単価」が①地域、②定員規模、③入所児童の年齢に応じて定められ、さらに
- (2) 「民間施設給与等改善費加算」が職員1人当たりの平均勤続年数に応じて行われる仕組みとなっている。

※ 「民間施設給与等改善費加算」については、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における公私間の給与格差是正を目的にしているため、配当支出が行われている保育所については対象とならない。

※ なお、保育単価は、あくまで国庫負担の基準として設けられており、都道府県・市町村による上乘せは可能。

【16/100地域(東京23区)の保育単価の例】

地域	定員規模	年齢	基本分保育単価	民間施設給与等改善費加算率	合計保育単価
16/100地域(東京23区)	100名	0歳児	17,200	15%	19,680
		1歳児	16,700	15%	19,200
	200名	0歳児	17,500	15%	20,025
		1歳児	17,000	15%	19,550
16/100地域(東京23区)	300名	0歳児	17,800	15%	20,370
		1歳児	17,300	15%	19,895
	400名	0歳児	18,100	15%	20,720
		1歳児	17,600	15%	20,245

【民間施設給与等改善費加算率の前提となる職員1人当たりの平均勤続年数】

地域	定員規模	年齢	平均勤続年数	改善費加算率
16/100地域(東京23区)	100名	0歳児	10.5	15%
		1歳児	10.5	15%
	200名	0歳児	10.5	15%
		1歳児	10.5	15%
16/100地域(東京23区)	300名	0歳児	10.5	15%
		1歳児	10.5	15%
	400名	0歳児	10.5	15%
		1歳児	10.5	15%

(参考) 現行の保育所運営費の使途範囲

- 現行制度においては、市町村から支弁された保育所運営費については、原則として、人件費・管理費・事業費に充てることとされており、以下の要件を満たした場合に、以下の範囲の費用に限り充当が認められている。
(「保育所運営費の経理等について」(平成12年児発第299号厚生省児童家庭局長通知))

最低基準の遵守など適正な運営に関する一定の基準を満たす場合

- (1) 人件費・管理費・事業費の各区分に関わらず、当該保育所のそれぞれの費用に充当可。
(2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための①人件費積立預金、②修繕積立預金、③備品等購入積立預金に充当可。

さらに、延長保育、一時預かり、低年齢児の積極的受入れ等の一定の事業を行う場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が設置する保育所の
(1)施設設備の整備、修繕等に要する経費、(2)保育所の土地建物の賃借料、(3)これらのための借入金の償還等のための支出に充当可。

さらに、第三者評価の受審・結果の公表等の一定の質向上に関する要件を満たす場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が運営する他の社会福祉施設等に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
○ 運営費の3か月分の範囲内で、同一設置者が設置する
(1) 保育所に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
(2) 他の子育て支援事業(一時預かり等)の施設設備の整備・修繕等に要する経費、及びこれらのための借入金の償還等のための支出

※当該保育所を設置する法人本部の運営経費へ充当するためには、さらに、前期末支払資金残高の取り崩しについて、市町村(社会福祉法人の場合は理事会)の承認を得て、運営に支障が生じない範囲内において行う必要がある。

検討の視点

- 現行制度における保育所認可には、都道府県知事の比較的広い裁量が認められている。このため、市町村に対する保育の「実施義務の例外」や、厳しい地方財政事情の中での財政負担の必要性ともあいまって、新規の保育所認可に対し、抑制的に働きやすいのではないか。
- 現行制度は、必要な客観基準を満たす者の参入であっても、行政の判断による認可拒否が可能な仕組みであるため、多様なニーズへの対応や、サービスの質の向上のインセンティブが働きにくいのではないか。
 - ※ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)の例では、保険医療機関又は指定事業者の指定に際しては、指定拒否事由が法定されており、原則、入院又は入所(居住)を伴うものの定員のみ、供給基盤の総量を抑えるための指定拒否が可能な仕組みとなっている。
 - ※ サービス必要量の調整・給付の適正化は、診察に当たる医師(医療)又は行政(介護・障害)の給付の必要性・量の客観的判断や、審査支払機関の審査による仕組みとなっている。
- 保育サービスの利用保障を強化するためには、必要な客観基準を満たすサービスについては、給付対象とすべきではないか。
- 過疎化等により児童人口の減少が著しい地域など、地域の保育機能の維持の視点も必要ではないか。

○ 現行制度においては、株式会社やNPO法人は施設整備補助の対象とならないが、初期投資費用の補助がないにもかかわらず、ランニングコスト(運営費)においても初期投資費用分が手当されない現状をどう考えるか。

※ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、施設設備の減価償却相当分を含めた報酬単価となっている。

○ 保育所運営費の使途範囲等について、以下のような指摘があるが、どう考えるか。

① 原則、当該保育所の運営費用に充当することを求め、新規の保育所設置費用への充当に一定の制限をかけているため、保育所の運営実績のある法人が、その経験を生かした新規の保育所開設を行うことが難しい。

② 保育所の土地建物の賃借料への充当に一定の制限をかけているため、賃借による保育所運営がしづらい。

③ 株式会社への配当へ充当することが認められていないため、株式会社として参入しづらい。

④ 社会福祉法人以外の者にも、社会福祉法人会計基準による財務諸表の作成が求められ、負担が大きい。

※ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、報酬の使途制限は行っていない。

また、社会福祉法人以外の者に社会福祉法人会計基準による財務諸表の作成は求めている。

○ 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際して、適切な人材確保などの「質」の担保の方策や、指導監督のあり方をどのように考えるか。

(参考) 他の社会保障制度のサービス提供の仕組み

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
事業者参入	<p>・保険医療機関の指定拒否事由は法定されている</p> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>・当該医療機関に、指定取消など不正が認められる</p> <p>・開設者又は管理者の刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、病床数(入院ベッド数)については、都道府県が医療計画において定める基準量を超えるものとして勧告を受けた場合は、保険医療機関の指定の拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>申請者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人格が無い ・基準に適合しない ・刑罰や不正行為等が認められる <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>(指定拒否事由の概要)</p> <p>申請者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人格が無い ・基準に適合しない ・刑罰や不正行為が認められる <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスと一部通所サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・保育所の認可拒否には都道府県の裁量性が認められている(既存事業者の分布状況の勘案等)</p>

第14回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2
平成20年10月14日	

保育サービスの質について (2)

(認可外保育施設の質の向上)

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系的性、普遍性、連続性の実現

《保育サービスの提供の新しい仕組み (公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等)
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

(※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)

《放課後児童対策の仕組み》

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障

《保育サービスの「質」の維持・向上》

- ・ 保育の役割拡大に応じた検討
- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

質の向上に向けた取組の促進方策

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

- ・ 地方負担のあり方 (不適切な地域格差が生じない)
- ・ 事業主負担 (給付・サービスの目的等を考慮)
- ・ 利用者負担のあり方 (低所得者に配慮)

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

認可外保育施設に関する現行制度

(認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。
 - (1) 事業所内保育施設 (ex: 院内保育施設等)
 - (2) ベビーホテル (※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
 - (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。
(ex: 東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)
- また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

(認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われぬ。(※児童福祉施設最低基準 → P4)
 - ※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。(→※第13回(10/6)の課題)
- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

(認可外保育施設に対する指導監督)

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準 → P4)
※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度 → P5)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項目	児童福祉施設最低基準(保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職 員	<ul style="list-style-type: none"> 副園長 (児童) : (保育士) 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 保育士のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる保育時間(1時間)については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 区務室、調理室、便所 ○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> 保育室又は洗戯室 1.98㎡/人 屋外遊戯場 3.3㎡/人 調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> 保育室 1.65㎡/人 調理室、便所
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による3方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必需) ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) ・ 非常警報器具 ・ カーテン等の防火処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止設備 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必需) ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) ・ 非常警報器具 ・ カーテン等の防火処理
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 ・ 保護者との連絡 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な栄養成分を含む ・ 献立の作成 ○健康診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 保育所保育指針に準じる。

(注) 認可外保育施設指導監督基準は、劣質な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

(参考)

認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度

○ 認可化移行促進事業 (19年度予算額 20 百万円 → 20 年度予算案 13 百万円) (20 年度)

・ 移行促進事業 20 か所 @ 200 万円 補助率 1/3

〔一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。平成17年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。〕

○ 認可外保育施設の衛生・安全対策

(19年度予算額 23 百万円 → 20 年度予算案 23 百万円)

〔認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。平成19年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離予定。〕

○ 保育所体験特別事業 (19年度予算額 300 百万円 → 20 年度予算案 300 百万円)

(19年度) (20年度)

900 事業 → 900 事業 補助率 1/3

〔ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。〕

○ 保育従事者研修事業 (19年度予算額 53 百万円 → 20 年度予算案 49 百万円)

(19年度) (20年度)

開催回数 98回 → 99回

補助率 定額

〔認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。〕

(参考)

事業所内保育施設に係る助成制度について

平成20年度

平成21年度(予算要求中)

利用者は、原則として、その雇用する労働者

事業所外利用者がある場合、事業所の雇用労働者の利用者数を上回らないこと。

利用者要件の緩和を検討。

・設置費

対象費用: 建築費等

助成限度額: 2,300万円

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

・増築費

対象費用: 増築費等

助成限度額:

増築 1,150万円 建替え 2,300万円

助成率: 1/2

・保育遊具等購入費

助成限度額: 40万円

・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

支給期間: 5年間

・設置費

20年度と同様

・増築費

20年度と同様

・保育遊具等購入費

20年度と同様

・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率:

5年目まで 大企業1/2 中小企業2/3

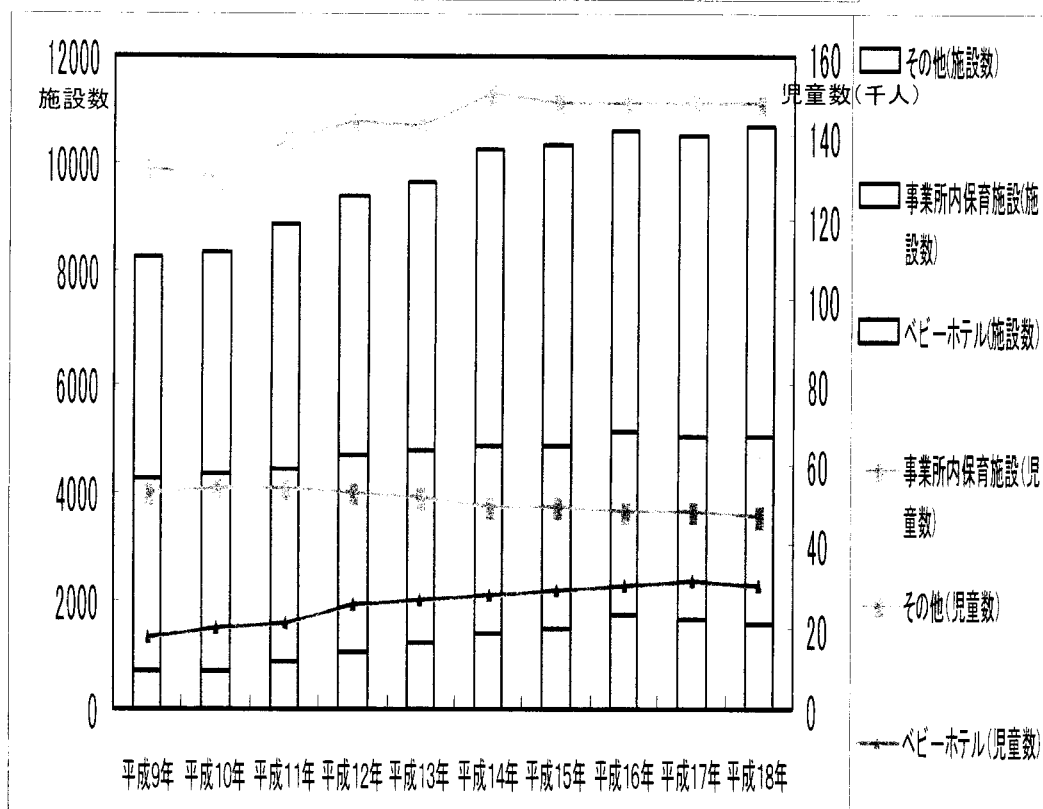
6年目以降 1/3

支給期間: 10年間

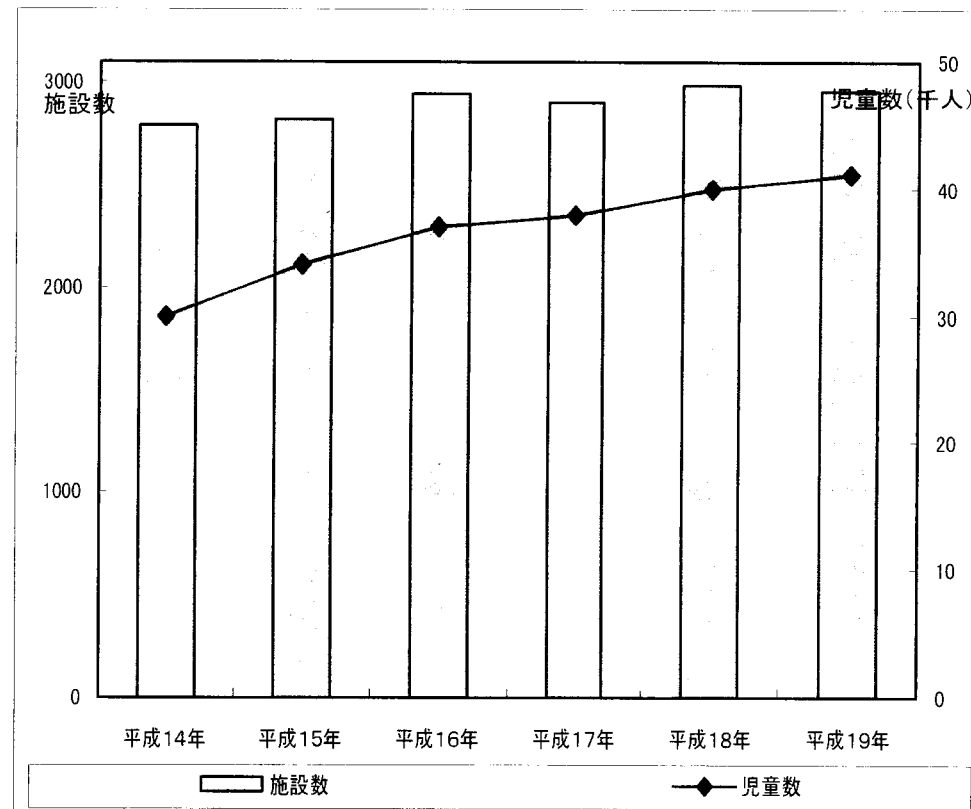
認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移

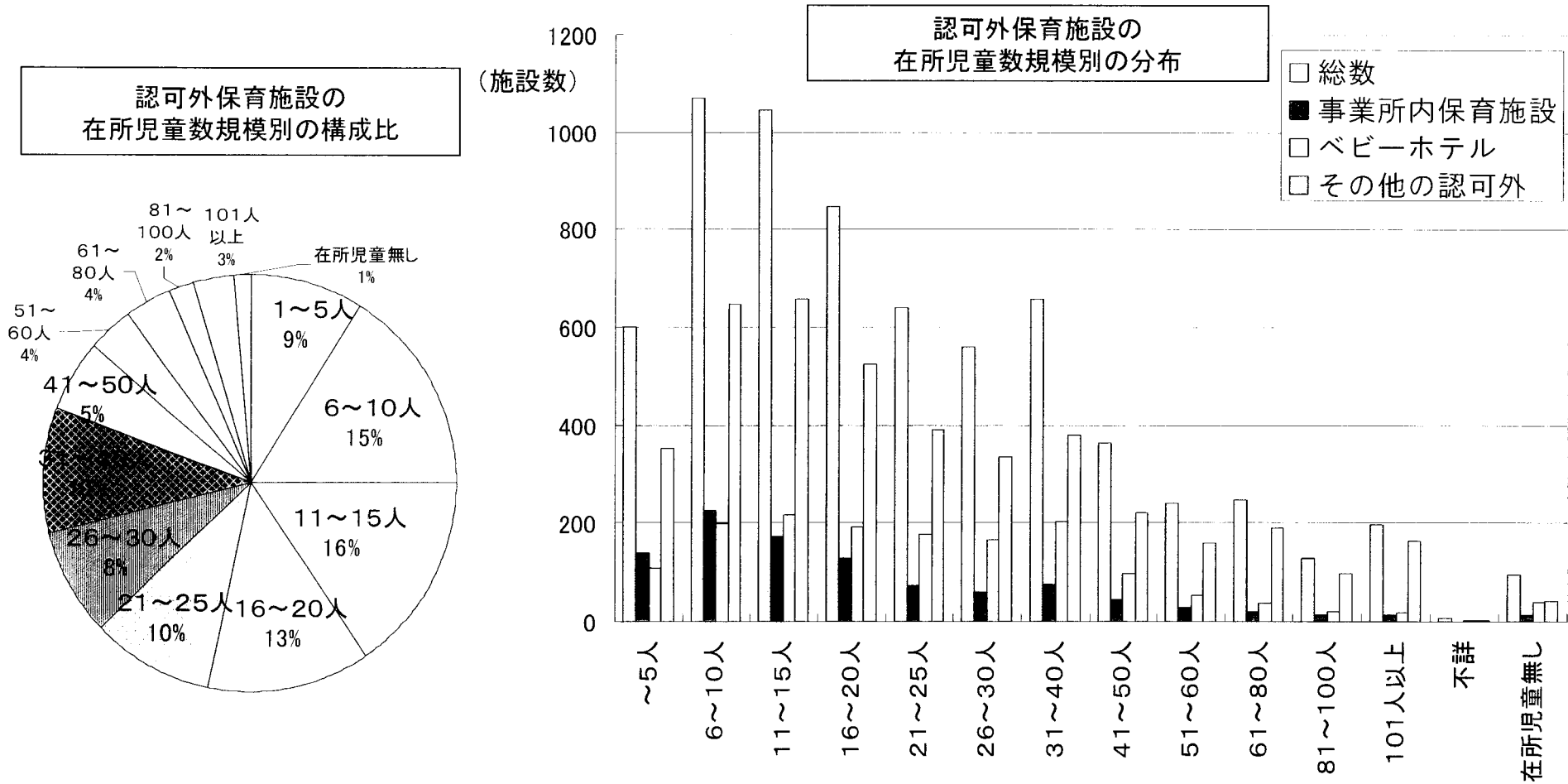


うち自治体単独保育室の推移



認可外保育施設の規模

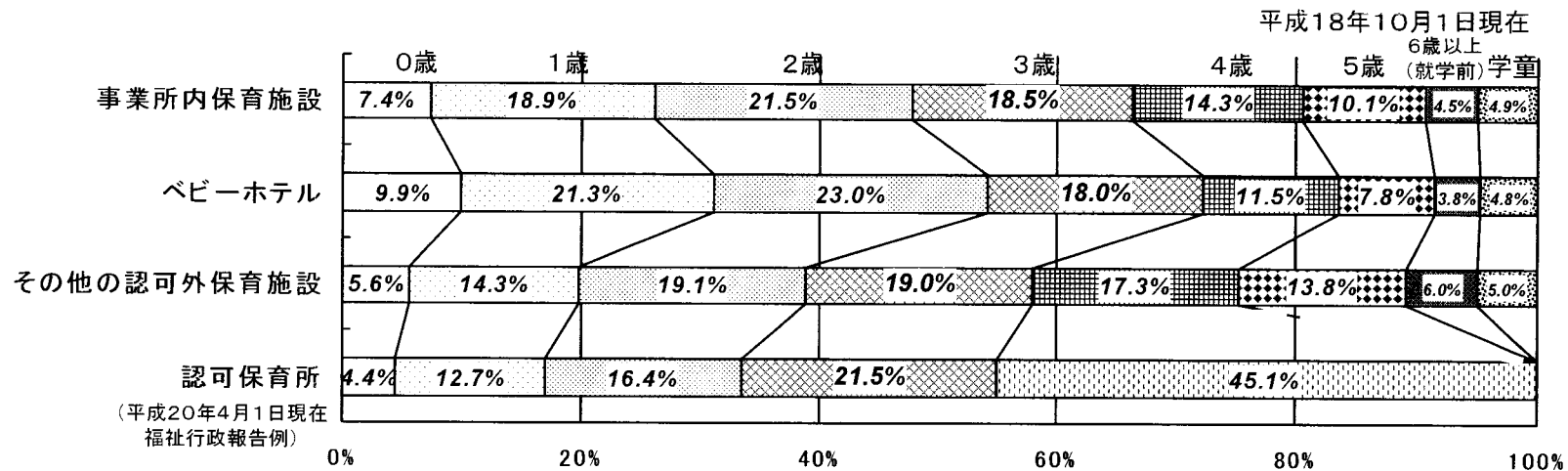
- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



認可外保育施設の設置主体

○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位：%、ポイント)

各年10月1日現在

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

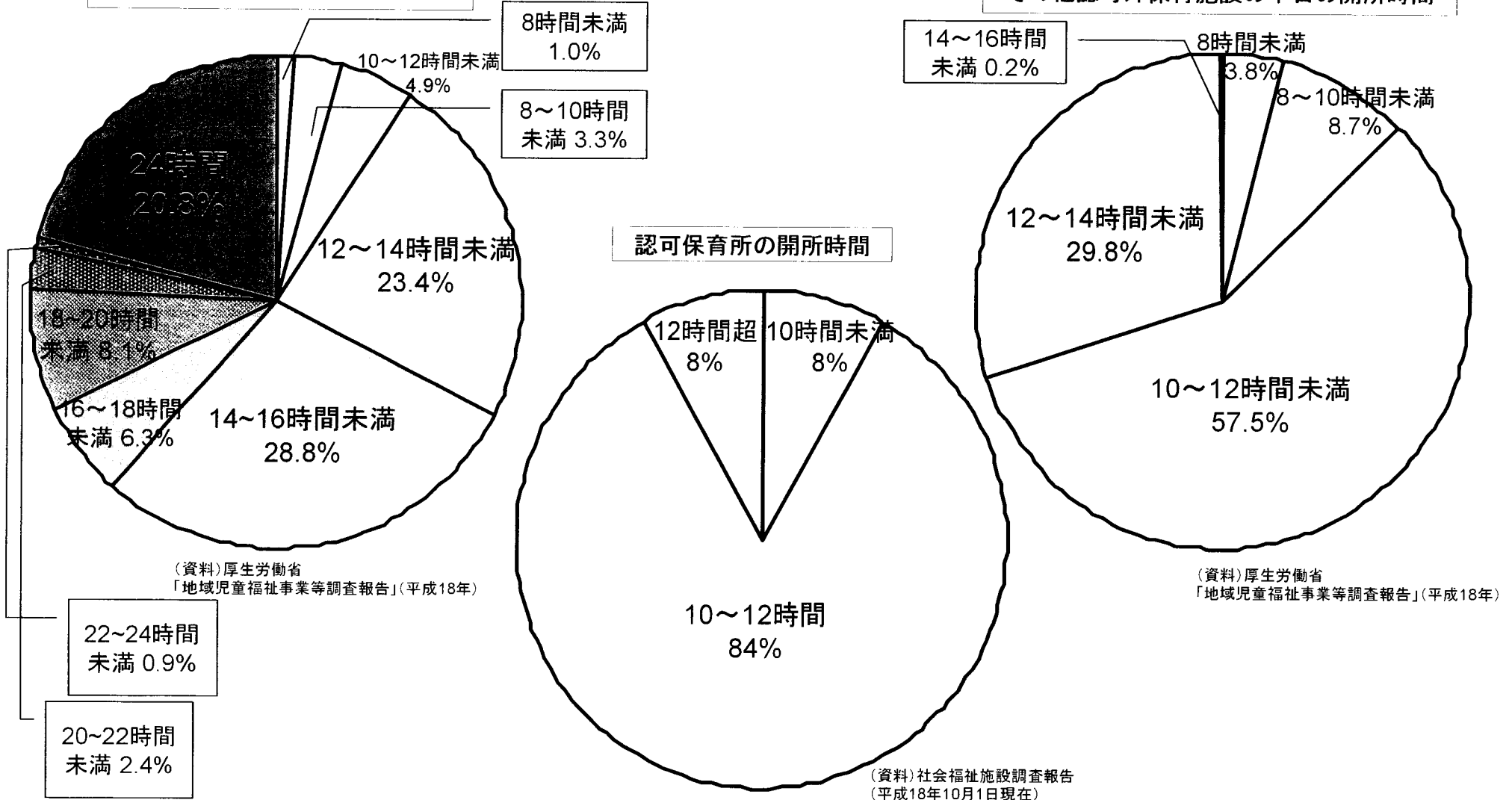
認可外保育施設の開所時間

○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。

ベビーホテルの平日の開所時間

その他認可外保育施設の平日の開所時間

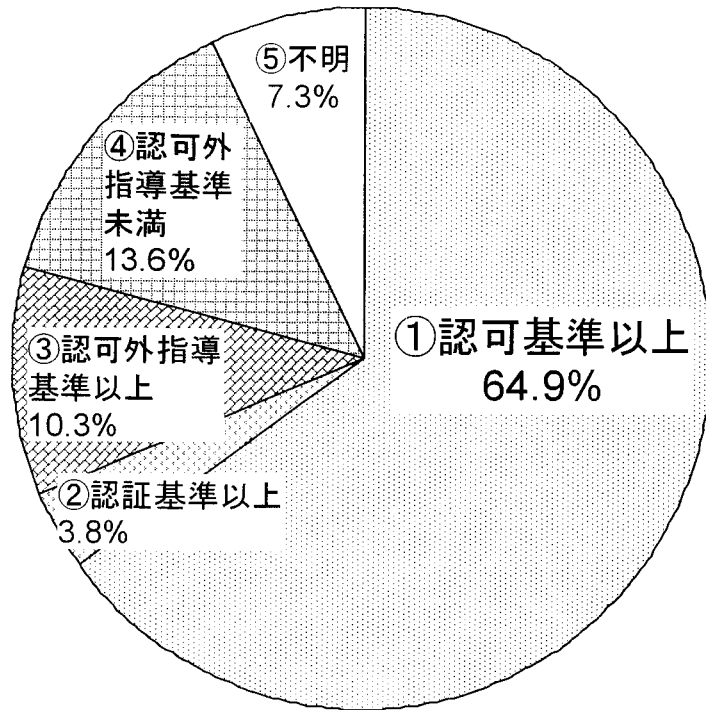
認可保育所の開所時間



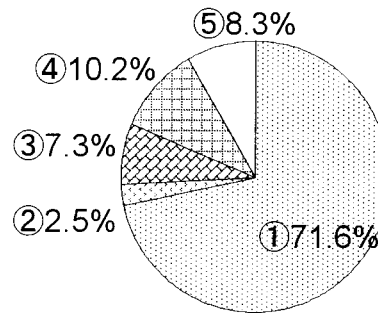
認可外保育施設の水準（面積（保育室））

○ 認可外保育施設の保育室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が6割以上となっている。

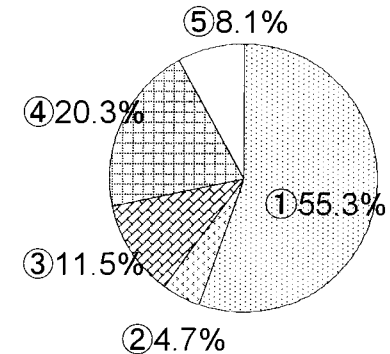
認可外保育施設全体



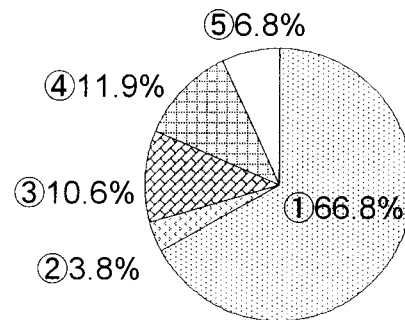
事業所内保育施設



ベビーホテル



その他の認可外



【推計の前提】

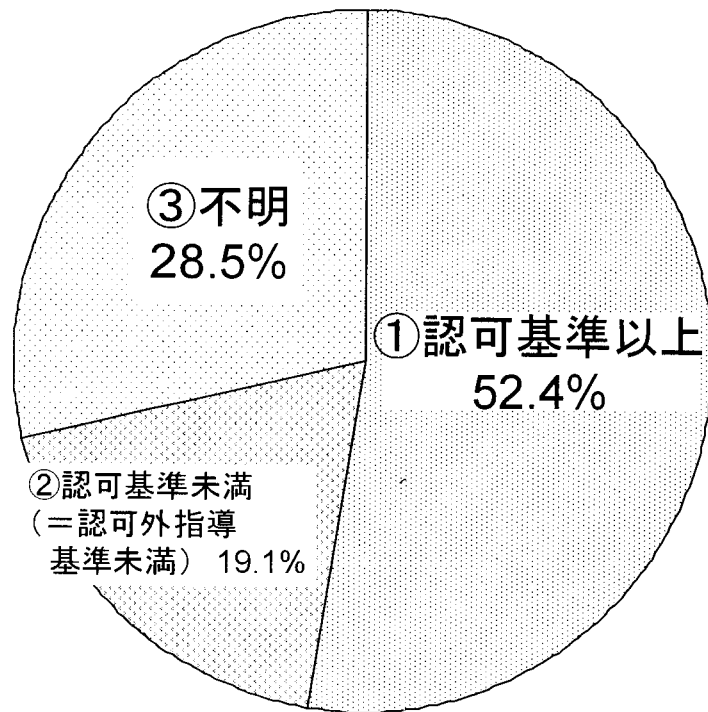
- 「①認可基準以上」…1歳児数×3.3㎡ +2歳以上児×1.98㎡以上の事業所
- 「②認証基準以上」…①未滿で、1歳児数×2.5㎡ +2歳以上児×1.98㎡以上(=おおむね東京都認証保育所や横浜保育室の基準)の施設
- 「③認可外指導基準以上」…②未滿で、1歳以上児童数×1.65㎡以上の事業所
- 「④ その他」…③未滿
- 「⑤ 不明」…保育室面積の回答がなかった施設

※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

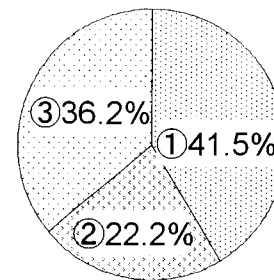
認可外保育施設の水準（面積（乳児室））

○ 認可外保育施設の乳児室の面積を見ると、認可基準以上相当（推計）の施設が5割以上となっている。

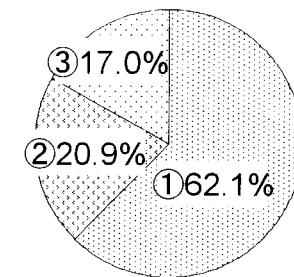
認可外保育施設全体



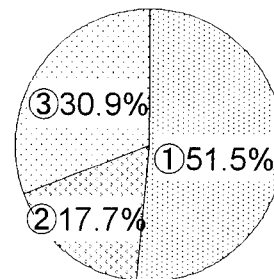
事業所内保育施設



ベビーホテル



その他の認可外



【推計の前提】

「①認可基準以上」…0歳児数×1.65㎡以上の施設

「②認可基準未満」…①未満の事業所

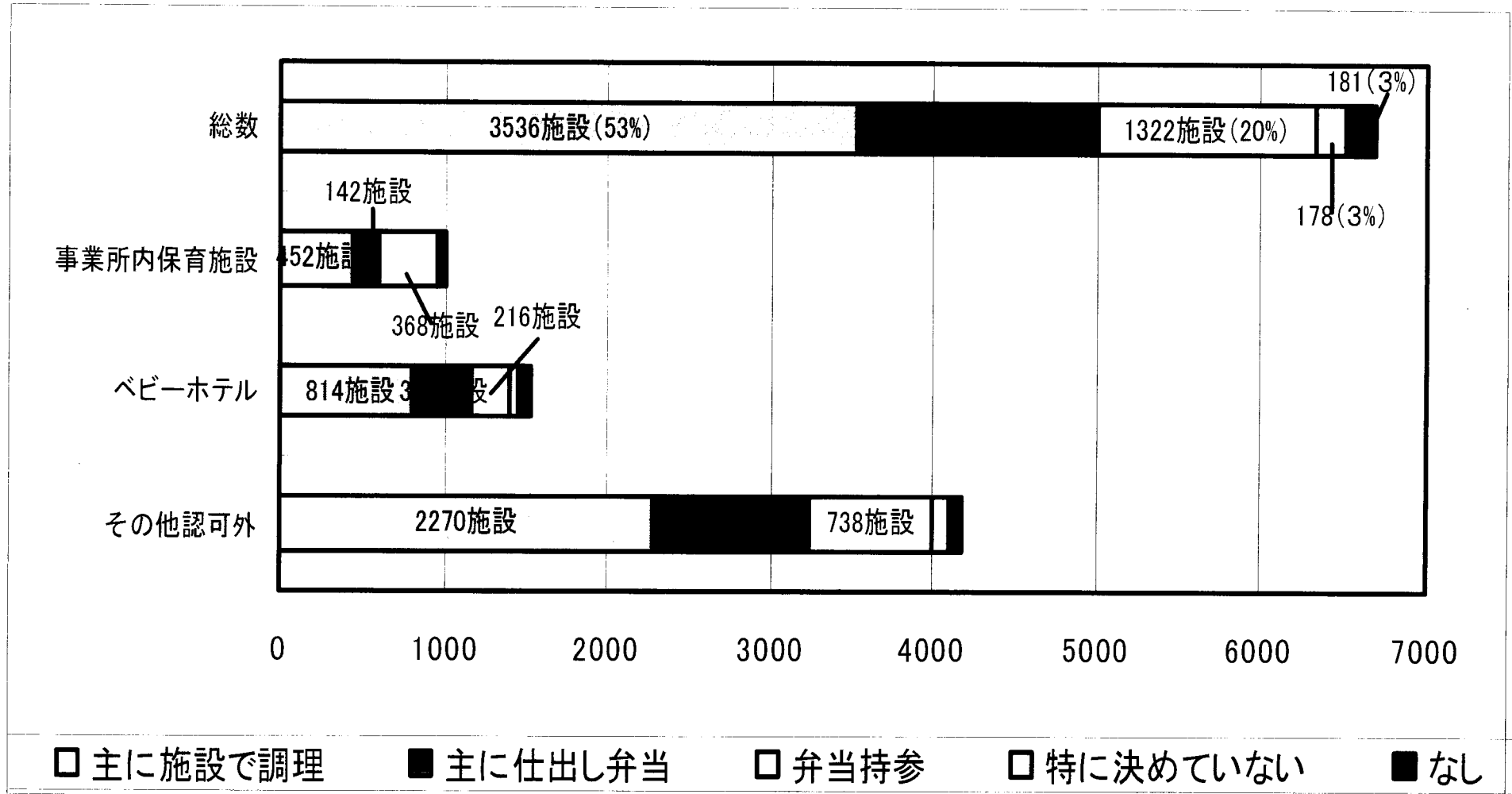
「③ 不明」…保育室面積の回答がなかった施設

※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の水準（調理室）

○ 認可外保育施設の給食(昼食)の状況を見ると、半数は自園調理を行っているが、2割は外部搬入、2割は弁当持参となっており、認可外保育施設の半数は調理室を有していない可能性が高い。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

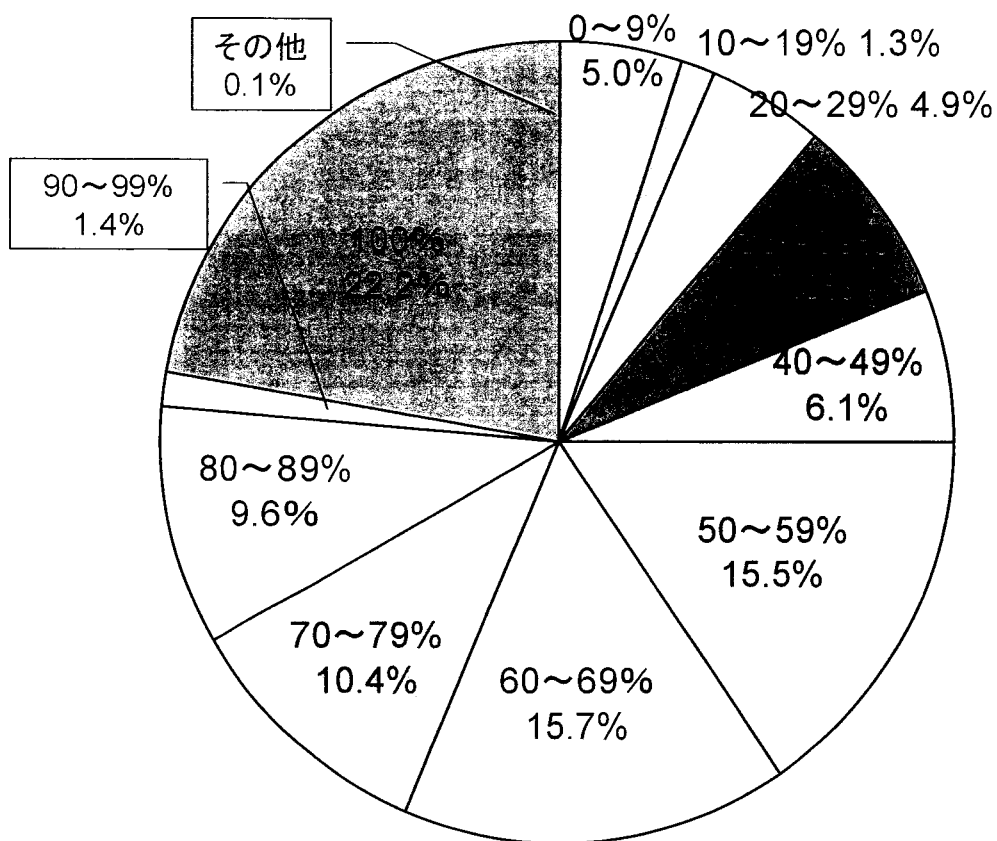
認可外保育施設の水準(保育士比率)① (全体)

- 認可外保育施設全体の保育従事者に占める保育士比率の割合は、平均的には約6割にとどまっている。
- 施設別に見ると、保育士比率100%(全員保育士)という施設も多い一方、50%を下回る施設も1/4見られ、認可外保育施設間の差が大きい。

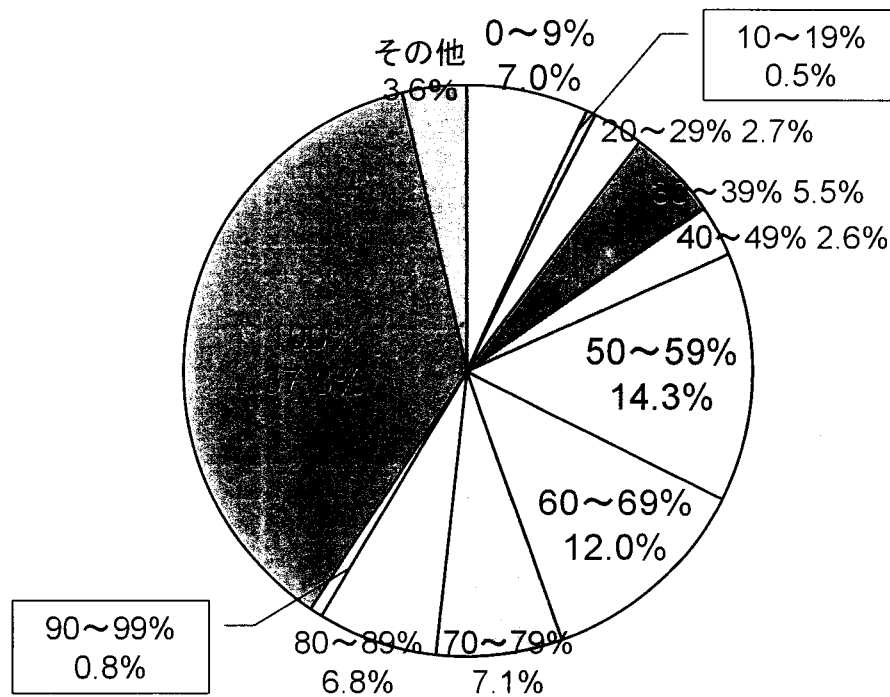
保育従事者に占める保育士比率別にみた認可外保育施設割合

認可外保育施設全体 (6,694カ所)

常勤職員・非常勤職員の合算



うち常勤職員

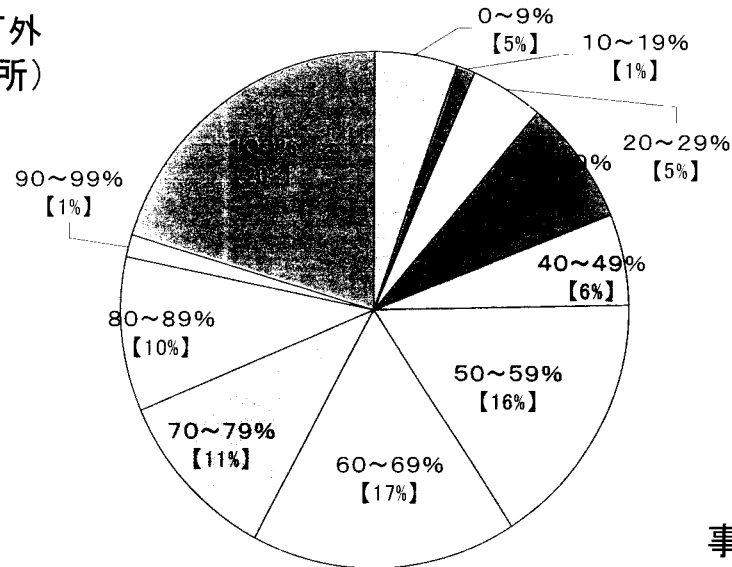


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

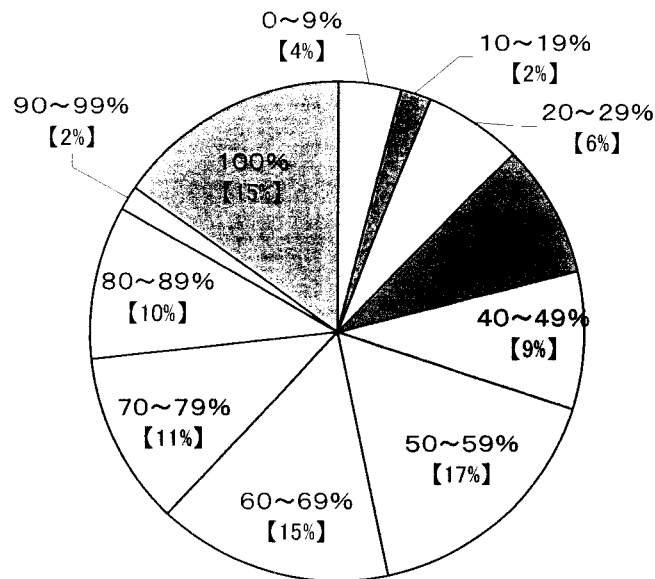
認可外保育施設の水準(保育士比率)② (施設種類別)

○ 施設種類別に見ると、事業所内保育施設は保育士100%である割合が高い。

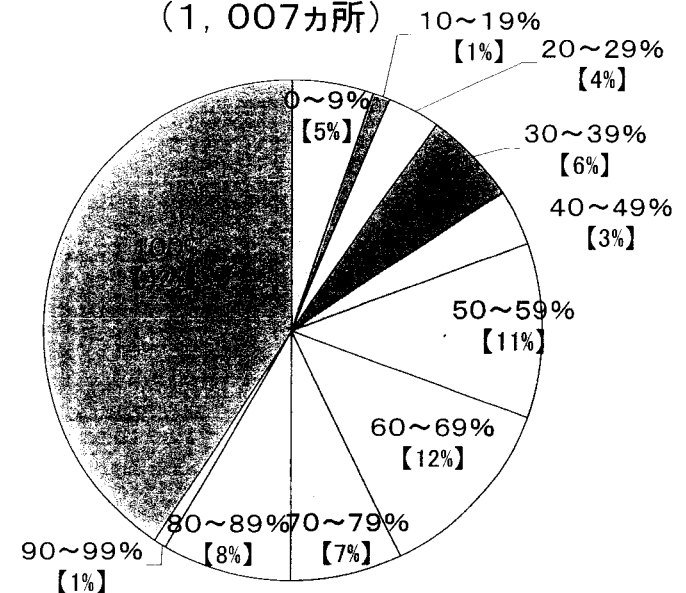
その他認可外
(4, 162カ所)



ベビーホテル
(1, 525カ所)



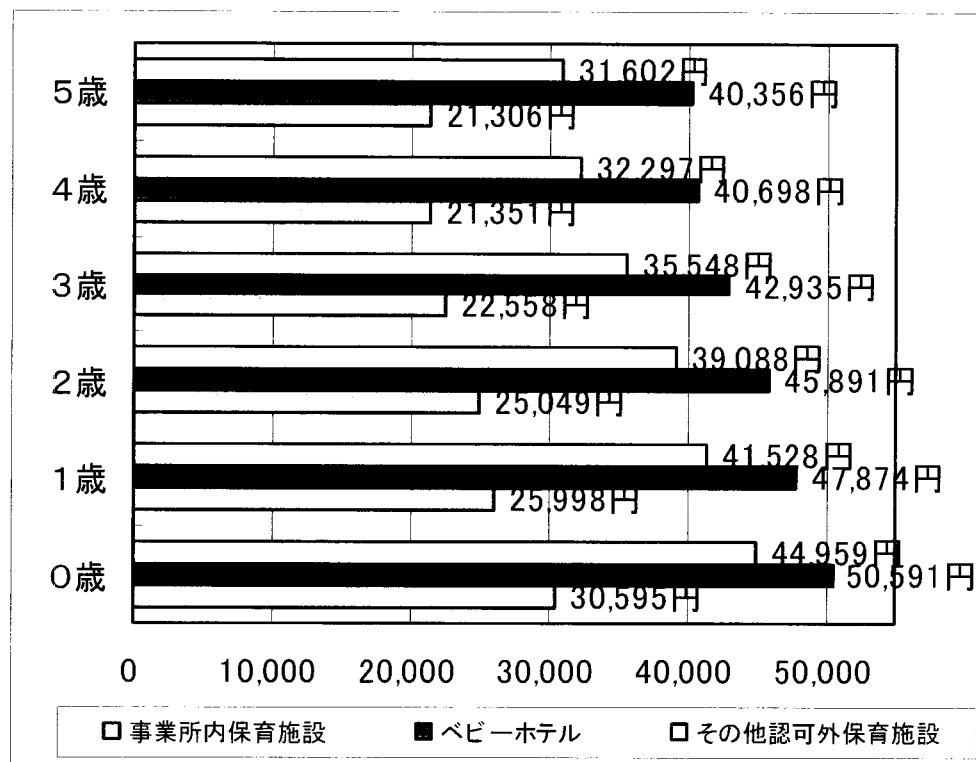
事業者内保育施設
(1, 007カ所)



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの₁₄

認可外保育施設の利用料

○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の種類の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3～5万程度の水準となっている。



(参考) 認可保育所の利用料

保育サービスに係る年齢別保育単価と費用徴収基準額

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳
			15.1万円	8.9万円		4.3万円	3.7万円
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円		0円		
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円		6,000円		
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円		16,500円		
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円		27,000円		
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円		41,500円		
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円		58,000円		
第7階層		413,000円以上	80,000円		77,000円		

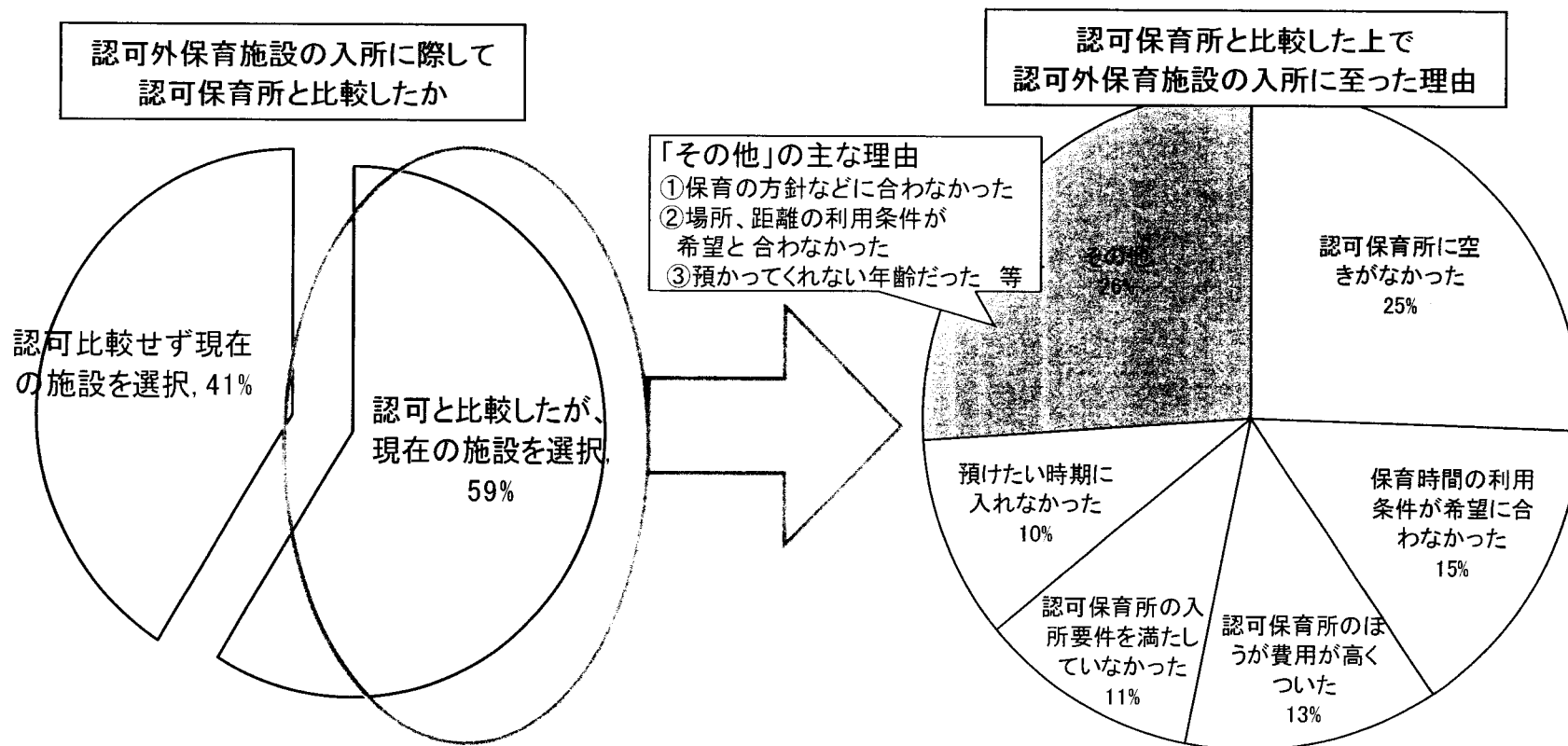
保育単価
(月額)

※ 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

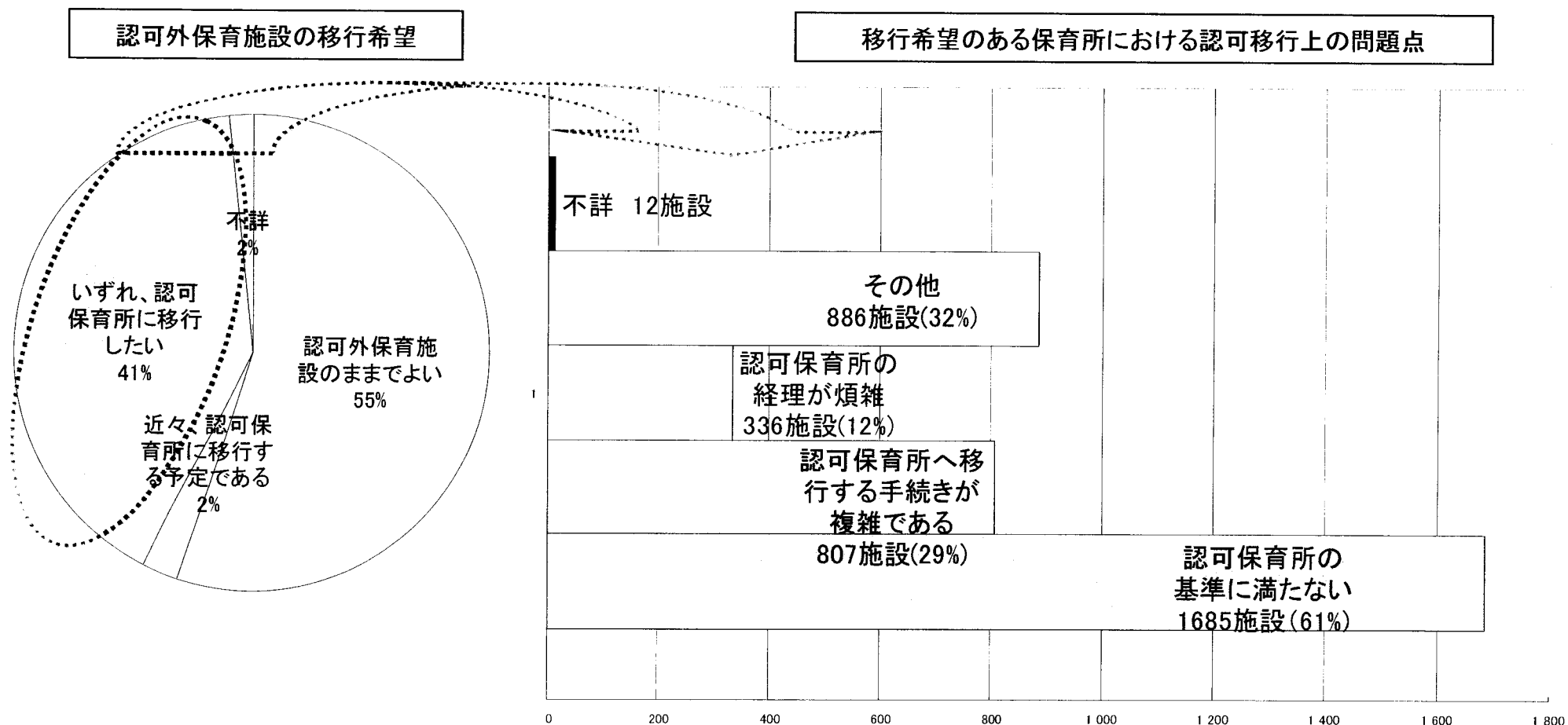
認可外保育施設の利用者の選択の現状①（認可保育所と比較した者）

- 認可外保育施設の利用者の約6割は、認可保育所と比較した上で、認可外保育施設の利用に至っている。
- 「認可保育所に空きがなかった」「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因するものが4割を占める。



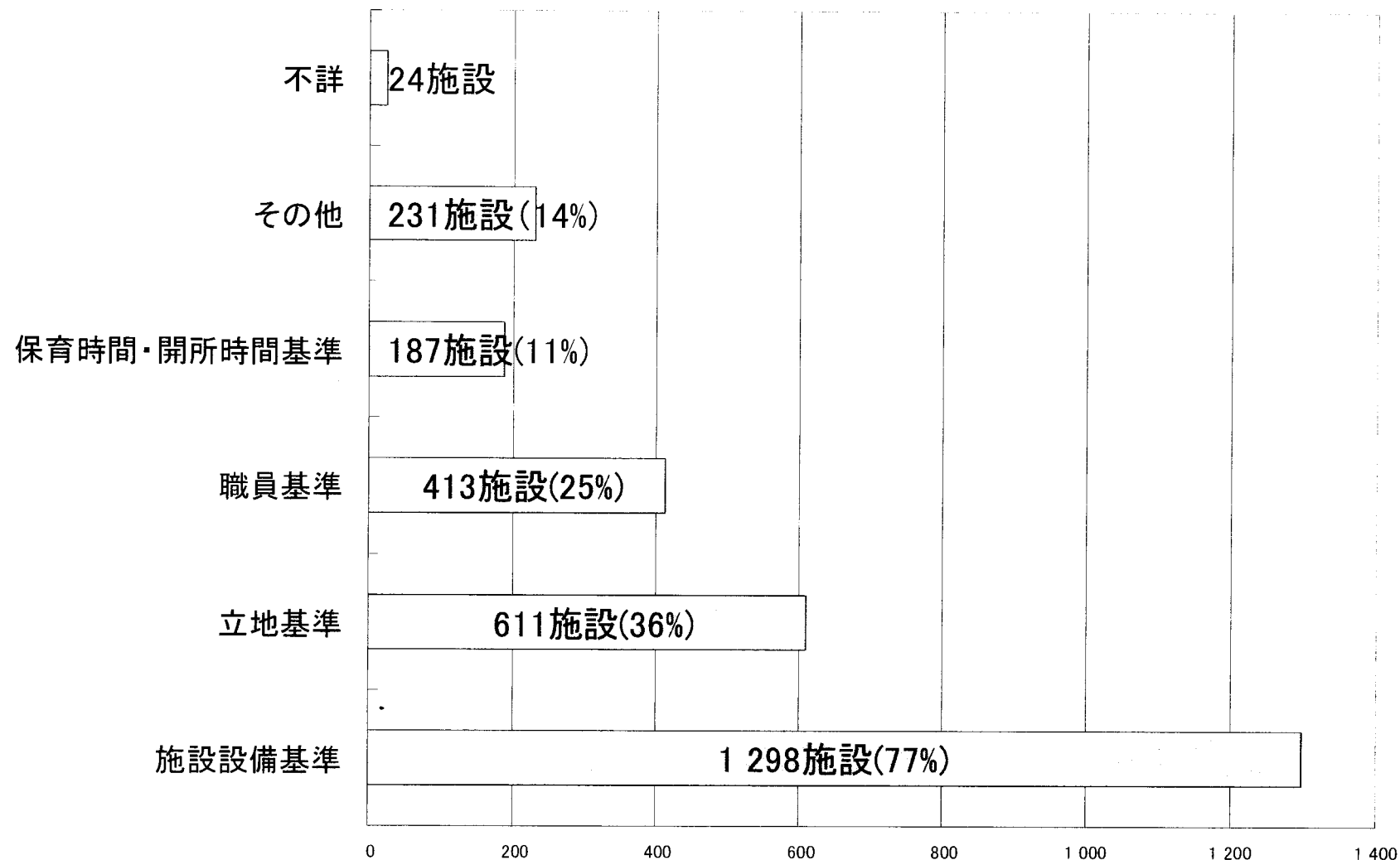
認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点①

- 認可外保育施設の約4割は、認可保育所への移行希望を有している。
- 認可保育所への移行希望のある施設にとっての問題点は、「基準に満たない」ケースが約6割を占めるほか、手続や経理の煩雑さを挙げる施設も多く見られる。



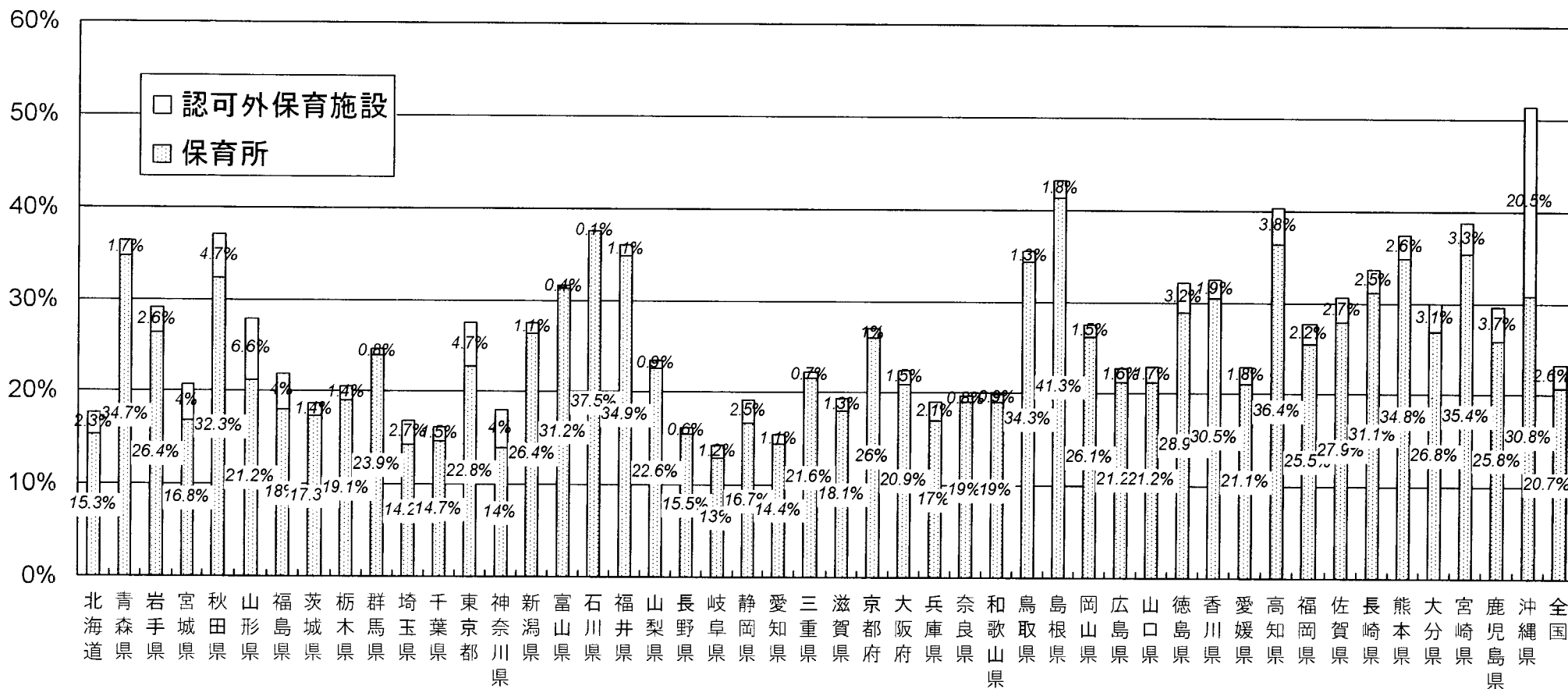
認可外保育施設の認可保育所への移行上の問題点②

○ 認可保育所への移行を希望する施設であって認可基準を満たせない施設のうち、約8割が施設設備基準を挙げている。



(参考)

3歳未満児における保育所・認可外保育施設利用率【都道府県別】



※【保育サービス利用率】＝【保育所利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】
 ※【認可外保育施設利用率】＝【認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】
 ※「保育所利用児童（3歳未満児）」：福祉行政報告例【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】
 ※「認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）」：厚生労働省保育課調べ（平成19年3月31日現在）
 「3歳未満人口」：平成17年国勢調査【総務省統計局（平成17年10月1日現在）】

検討の視点

- すべての子どもの健やかな育ちを支援する観点からは、認可外保育施設に入所している子どもに対しても、認可保育所に入所している子どもと同様に、良好な育成環境が保障されることを目指すべきであり、認可基準の到達に向け、認可外保育施設の質の向上に対する支援を強化すべきではないか。
- 待機児童が解消できていない中、認可保育所に入所できれば、一定水準の質と公費投入が得られ、認可保育所へ入所できなければ、質の保障も公費投入も得られないというのは、公平性に欠けるのではないか。
- 従来の認可保育所では対応しづらい夜間の保育など多様なニーズへ対応するサービスの位置付けや質の確保をどう考えるべきか。

○ 国の定める最低基準のあり方について、全国どこでも最低限の保育の質を確保した上で、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫を発揮できるようにするにはどうすれば良いか。
(第13回(10/6)の検討の視点)

- 待機児童の多い都市部に着目して、面積基準や保育従事者の資格要件の緩和を求める考え方もあるが、すべての子どもに対する良好な育成環境の保障の観点から、地域によって基準を異ならせることをどう考えるか。

※ なお、施設基準については、現行の構造基準による設備基準(数値基準)の科学的検証のほか、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準(定性的基準)としてどのようなものが考えられるか、研究事業が進められているところ。

(「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」(全国社会福祉協議会への委託研究事業))

- 現行制度においては、認可保育所の最低定員を原則60人以上とした上で、一定の要件を見たす場合に20人まで定員を引き下げることが可能としているが、
- ・ 定員60人以上の保育所の設置は、相当の初期投資費用を必要し、機動的な設置が難しいこと
 - ・ 卒園後の就学などを含め子どもが地域で育っていくことや、サービス利用形態からも、日常生活圏域に密着したサービスであることが求められていること
 - ・ 小規模で家庭に近い環境の中で保育が行われる形態として家庭的保育事業があるが、同事業は、家庭的保育者と補助者が、5人までの乳幼児を保育することを念頭においていること等を踏まえ、定員規模の要件のあり方、小規模なサービス形態をどう考えるか。

○ 一人ひとりの子どものニーズなどに応えるためには、人員配置(小集団化など)や専門職の配置などの保育所職員の配置基準は、どのようにあるべきか。(第13回(10/6)の検討の視点)

- 保育従事者の保育士資格要件について、家庭における子育てとは異なり、他人の子どもを責任をもって預かり、集団的に養護・教育するという保育の特性(例えば4歳以上児の配置は30:1)や、親支援や障害のある子どもの受入れなど保育所の役割の深化・多様化も踏まえ、どう考えるか。
- 認可外保育施設において、現に保育に従事している者の約4割は保育士資格を有していない現状を踏まえ、業務に従事しながらの資格取得を含め、従事者の質の向上をどのように図っていくべきか。

○ 認可外保育施設の質の向上に対する支援を強化し、必要な基準を満たすサービスへ移行を進めるとともに、基準を満たすサービスの量の拡充を進めたとしてもなお、給付対象となるサービスのみでは、需要を満たし得ない地域が生じる場合、公平性の観点及びサービスの質の確保の両面から、どう考えるか。

東京都の認証保育所制度について

- 目次
- 1 東京都における保育の状況
 - 2 認証保育所制度の創設
 - 3 認証保育所の従事者
 - 4 認証保育所の利用者
 - 5 運営費・施設整備費補助制度
 - 6 保育所制度に関する東京都の提案

平成20年10月14日(火)

東京都福祉保健局

1 東京都における保育の状況

1 保育所設置状況及び待機児童数

○ 保育サービス定員は着実に増加	3,652人増加
平成20年4月の保育サービス定員は、認可保育所・認証保育所・認定こども園・保育室・家庭福祉員の合計で、183,582人となり、昨年より3,652人増加した。	
○ 認可保育所入所申込者数が増加	3,527人増加
就学前児童人口や入所申込率が増加している。この結果、平成20年4月の認可保育所入所申込者数が、昨年と比べ3,527人増加した。	
○ 保育所入所待機児童数	5,479人(878人増加)
平成20年4月の待機児童数は、昨年と比べ878人増加し、都全体で5,479人となり、現在の定義となった平成14年以降最大となった。 また、年齢別の状況は、0歳児と1歳児の待機児童数が増加した。	

(1) 保育所等の設置状況

区分	認可保育所		認証保育所	
	施設数(所)	定員(人)	施設数(所)	定員(人)
平成15年	1,619	158,106	151	4,302
平成16年	1,629	159,715	212	6,173
平成17年	1,635	160,616	271	8,045
平成18年	1,648	162,357	323	9,681
平成19年	1,673	164,807	367	11,130
平成20年	1,689	166,552	410	12,723
(対前年)	+16	+1,745	+43	+1,593
(対平成15年)	+70	+8,446	+259	+8,421

(注) 各年4月現在

(2) 保育所待機児童数の推移

区分	待機児童数(人)						対前年増減
	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上	
平成15年	5,208	637	1,780	1,544	906	341	+152
平成16年	5,223	475	1,841	1,501	1,068	338	+15
平成17年	5,221	546	1,855	1,583	881	356	△2
平成18年	4,908	477	2,020	1,362	789	260	△313
平成19年	4,601	516	1,900	1,397	613	175	△307
平成20年	5,479	848	2,678	1,268	512	173	+878
(構成比%)		(15.5)	(48.9)	(23.1)	(9.3)	(3.2)	

(注) 各年4月現在

(3) 保育所入所申込率の推移

区分	就学前児童人口(人)	保育所入所申込者数(人)	保育所入所申込率(%)	対前年増減
平成15年	586,122	162,660	27.8	+0.5
平成16年	587,675	165,794	28.2	+0.5
平成17年	590,059	168,358	28.5	+0.3
平成18年	588,545	169,534	28.8	+0.3
平成19年	588,773	172,000	29.2	+0.4
平成20年	591,604	175,527	29.7	+0.5

(注1) 就学前児童人口は、各年1月現在

(注2) 保育所入所申込者数は、認可保育所入所者と待機児童(旧定義)の合計数

(注3) 保育所入所申込率は、就学前児童人口に占める保育所入所申込者数の割合

(4) 待機児童の保護者の状況

主に保育にあたる者の状況	待機児童数(人)	構成比(%)
就労中(常勤)	1,702	31.1
就労中(非常勤)	1,136	20.7
求職中	2,112	38.5
その他(出産・看護等)	529	9.7
計	5,479	100.0

2 待機児童解消のための取組

【保育サービス拡充緊急3か年事業】

・認可保育所、認証保育所、認定こども園など多様な保育サービスを組合せ、今後3年間で、定員1万5千人分の整備を行う

	20年度	21年度	22年度	3か年計
認可保育所	1,700人増	2,200人増	2,600人増	6,500人増
認証保育所	2,130人増	2,490人増	1,880人増	6,500人増
認定こども園	480人増	480人増	540人増	1,500人増
家庭福祉員	152人増	165人増	183人増	500人増
合計	4,462人増	5,335人増	5,203人増	15,000人増

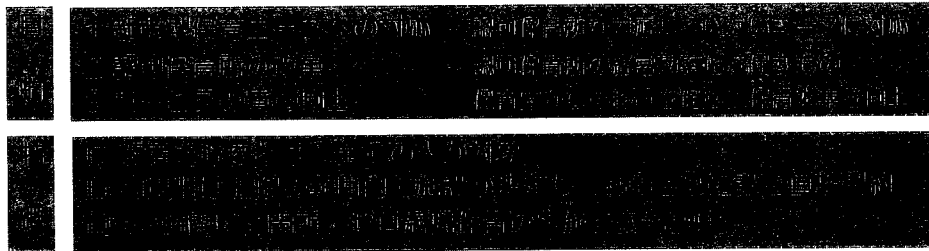
2 認証保育所制度の創設

認証保育所の創設（平成13年度）

- 設置根拠（東京都認証保育所事業実施要綱）
 零歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設
- 設置状況（平成20年4月1日現在）
 410所 A型（駅前設置型） 321所（10,910人）
 （12,723人） B型（保育室からの移行など小規模型） 89所（1,813人）
- 【設置主体別内訳】

A型 株式会社	225所（70.1%）	B型 個人	70所（78.7%）
有限会社	38所（11.8%）	NPO法人	14所（15.7%）
個人	25所（7.8%）	任意団体	5所（5.6%）
NPO法人	14所（4.4%）		
学校法人	6所（1.9%）		
社会福祉法人	5所（1.6%）		
その他	8所（2.5%）		

○ 制度の目的、特徴



- 都市型保育ニーズへの対応
 ・13時間以上開所 100% ・ゼロ歳児保育 100%

認可保育所の状況

- 設置状況（平成20年4月1日現在）
 1,689所（公立 995所 私立 694所）
- 都市型保育ニーズへの対応（平成19年度実績）
 ・13時間以上開所 13%（公立 8% 私立 19%）
 ・ゼロ歳児保育 76%（公立 68% 私立 88%）

認証保育所のメリット

【利用者の立場から】

- ① 保育を必要とする人が誰でも利用可能
- ② 住所地に関係なく、希望する施設に直接申し込み可能
 （利用の可否がすぐに分かる）
- ③ 13時間開所が基本
- ④ ゼロ歳児保育の実施
- ⑤ 駅前型で利便性が高い（A型）

【事業者の立場から】

- ① 一定の基準のもとに保育料を自由に設定可能
- ② 創意工夫によるサービス充実で利用者確保
- ③ 賃借物件の改修により、比較的短期間で設置可能

【区市町村の立場から】

- ① 多様化する保育ニーズに対応
- ② 待機児童解消に効果的
- ③ 施設整備費の負担が少ない

認証保育所設置数の推移

（単位：か所、人）

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
施設数	A型	89	140	197	245	276	321
	B型	62	72	74	78	91	89
	計	151	212	271	323	367	410
定員	A型	3,023	4,691	6,513	8,072	9,268	10,910
	B型	1,279	1,482	1,532	1,609	1,862	1,813
	計	4,302	6,173	8,045	9,681	11,130	12,723

3 認証保育所の従事者

○保育従事者の有資格割合、平均年齢、経験年数

	従事者数	保育士等資格保有状況		平均年齢	経験年数
正規職員	646人 (86%)	保育士等	582人 (90%)	30.4歳	3.4年
		資格なし	64人 (10%)	33.2歳	—
その他職員	105人 (14%)	保育士等	58人 (55%)	39.0歳	3.7年
		資格なし	47人 (45%)	35.7歳	—
合計	751人 (100%)	保育士等	640人 (85%)	31.2歳	3.4年
		資格なし	111人 (15%)	34.3歳	—

- (注1) 平成18年度以降に開設したA型施設(101か所)の開設時の状況(基準職員)
- (注2) 正規職員とは、事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者で、1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上、常態的に継続勤務する者。
- (注3) 経験年数は、保育士等の資格取得後に、児童福祉施設、認証保育所又は区市町村が認定している保育室で、1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上勤務した経験年数
- (注4) 保育士等資格保有者には、看護師・保健師・助産師を含む。

○従事者が有している資格等

保育士	幼稚園教諭	看護師 保健師 助産師	調理師	管理栄養士 栄養士	その他	資格なし 不明
69.4%	47.3%	1.8%	5.6%	5.0%	5.6%	16.0%

- (出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)
- (注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○勤務経験

	認可保育所 (常勤)	認可保育所 (非常勤)	認可外 保育施設	幼稚園	その他児童 福祉施設	経験なし 不明
施設長	69.7%	22.5%	61.8%	28.1%	16.9%	1.1%
保育従事職員	43.8%	28.3%	45.8%	19.4%	8.9%	10.8%

- (出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)
- (注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○雇用形態

	正規職員 (フルタイム)	常勤の 契約職員	非常勤職員	不明
施設長	87.6%	7.9%	0.0%	4.5%
保育従事職員	47.6%	17.9%	34.0%	0.5%

- (出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)
- (注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○月収

	~10万円	10万円 ~15万円	15万円 ~20万円	20万円 ~25万円	25万円 ~30万円	30万円~
施設長	1.1%	3.4%	40.4%	24.7%	19.1%	7.9%
保育従事職員	22.3%	34.9%	36.1%	4.7%	0.6%	0.3%

- (出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)
- (注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○一週間の平均労働時間

10時間 未満	10~15 時間	15~20 時間	20~30 時間	30~40 時間	40~45 時間	45~50 時間
10.2%	7.5%	4.6%	9.3%	12.7%	34.2%	20.8%

- (出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)
- (注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

4 認証保育所の利用者

○認証保育所入所状況（平成20年4月現在）

	総数	年齢別内訳				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上
定員	12,723	3,114	3,701	3,409	1,372	1,127
入所数	11,356	1,762	3,771	3,182	1,362	1,279
うち認可待機	2,273	448	1,123	439	198	65
	20.0%	25.4%	29.8%	13.8%	14.5%	5.1%

（注）認可待機は、認証保育所入所児童のうち、認可保育所待機中のもの

○認証保育所に子どもを預けている時間

4時間未満	4～8時間	8～10時間	10～11時間	11～12時間	12～13時間	13～15時間
0.1%	25.0%	41.5%	13.9%	9.8%	4.5%	1.5%

（出典）東京都認証保育所実態調査結果報告書（平成16年7月）

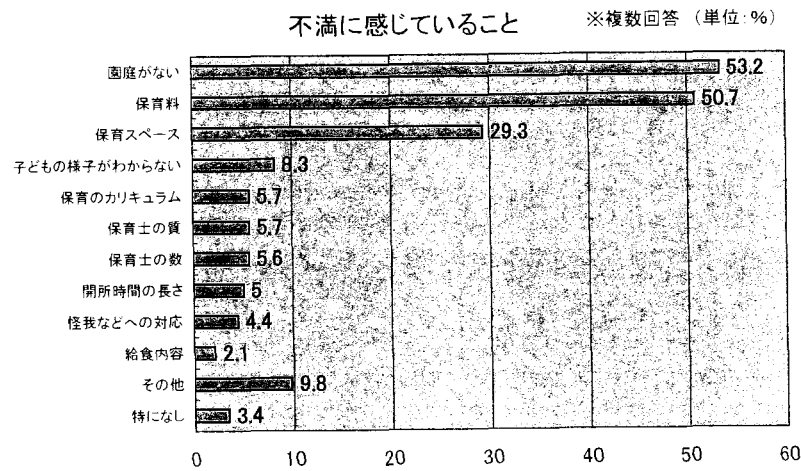
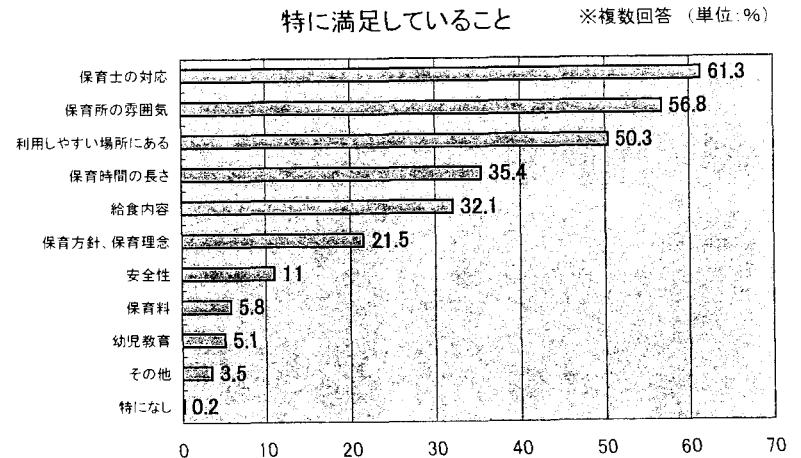
【参考】待機児童数の推移

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
東京都	新定義	5,208	5,223	5,221	4,908	4,601	5,479
	旧定義	8,396	8,631	9,518	9,211	9,328	10,863
	差	3,188	3,408	4,297	4,303	4,727	5,384
全国		26,383	24,245	23,338	19,794	17,926	19,550
都/全国		19.7%	21.5%	22.4%	24.8%	25.7%	28.0%

（注）各年4月現在

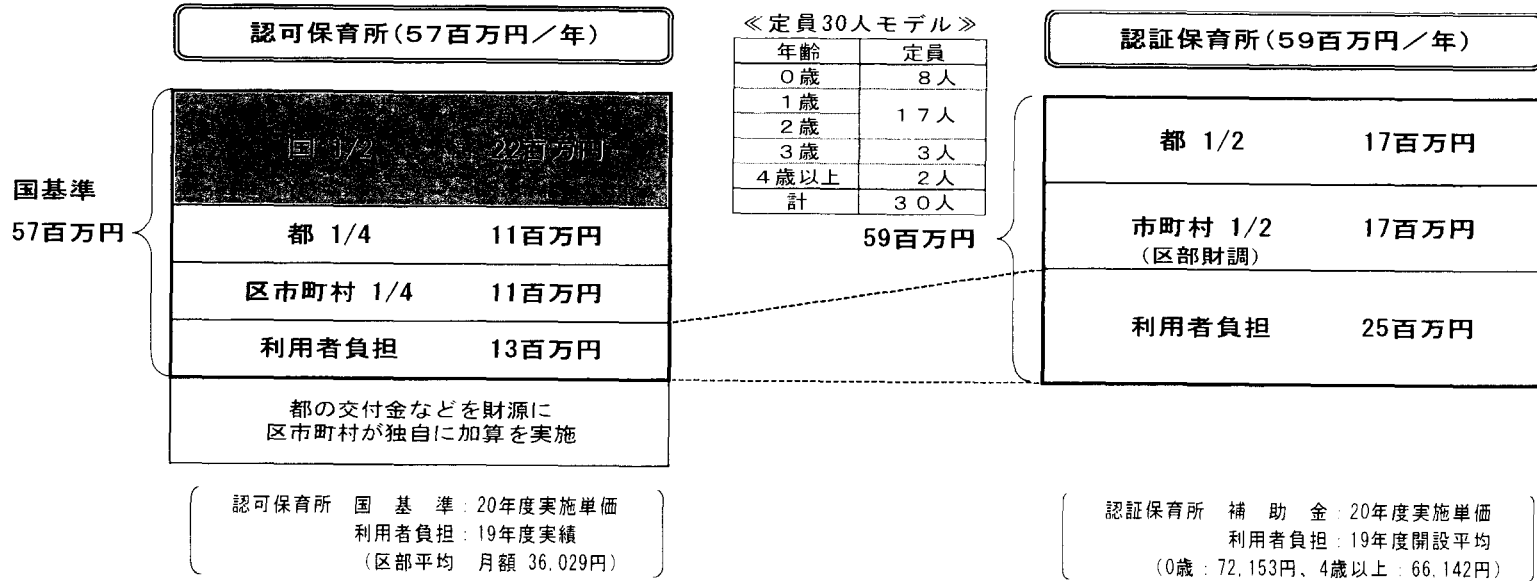
利用者の満足度

（出典）東京都認証保育所実態調査結果報告書（平成16年7月）



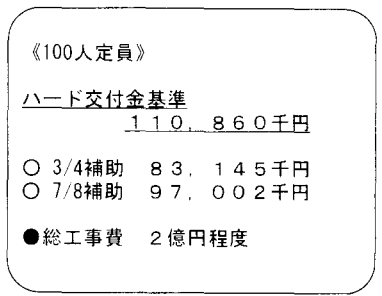
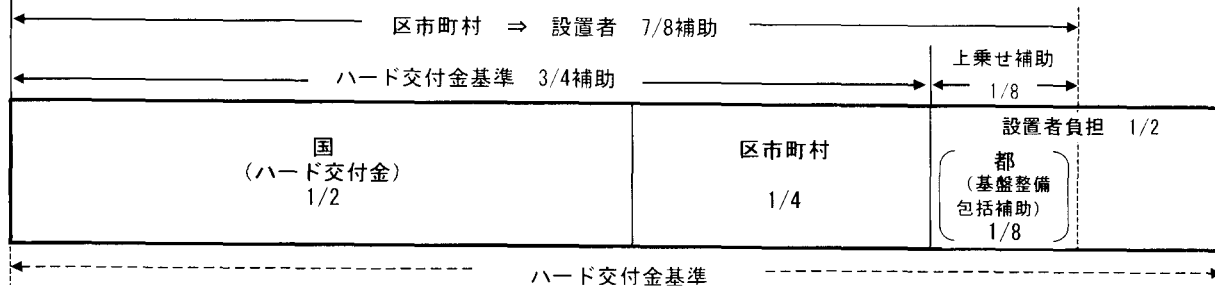
5 運営費・施設整備費補助制度

運営費

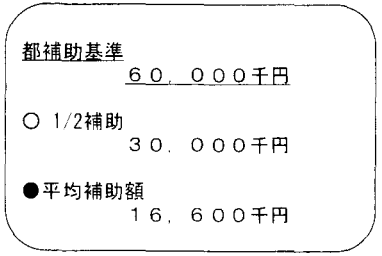
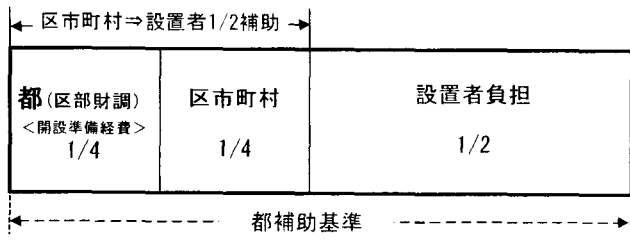


施設整備費

【認可保育所：社会福祉法人立（新設の場合）】



【認証保育所：内装・設備等改修経費】



6 保育所制度に関する東京都の提案

21年度国への提案要求(保育所制度の抜本改革)

- (1) 現行の認可保育所が利用者本位の制度となるよう、抜本的な改革を進めること。
- (2) 認証保育所を国の制度に位置づけ、財政措置を講じること。
- (3) 「新待機児童ゼロ作戦」の推進に当たっては、待機児童の多い地域に対する重点的な支援を行うこと。

要求項目

- ◆ 入所要件 「保育に欠ける要件を見直し、保育を必要とする人すべてが、保育の必要度に応じて利用できる仕組みとすること」
- ◆ 利用方法 「利用者が希望する保育所と直接契約できる制度にすること」
- ◆ 保育料 「一定の基準の下に保育所が自ら設定できるようにすること」
- ◆ 施設整備 「民間事業者や賃借物件の改修経費についても次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすること」
- ◆ 規制緩和 「大都市に見合った面積基準の一層の緩和」
 - ・認可 1人あたり3.3㎡ → 認証(A型) 2.5㎡まで緩和
 「保育士以外の資格を持つ人材の有効活用が可能となるよう保育従事職員の資格基準を緩和」
 - ・認可 全て保育士資格保有者 → 認証 保育士は6割で可

<参考> 認可保育所と認証保育所の比較

区 分	認可保育所	認証保育所
1 目的 (設置根拠)	保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設(児童福祉法)	大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱)
2 設置者	区市町村(58.9%) 社会福祉法人、民間事業者等(41.1%)	民間事業者等
3 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と直接契約
4 規 模	20人以上(平均98.6人)	①A型 20~120人(平均34.0人) ②B型 6~29人(平均20.4人)
5 施設基準	児童福祉施設最低基準(省令)	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、ほふく室 (0、1歳児室)	1人当たり3.3㎡以上	①A型 3.3㎡以上 (2.5㎡まで弾力化) ②B型 2.5㎡以上
(1) 保育室・遊戯室 (2歳以上児室) (2) 屋外遊戯場	(1) 1人当たり1.98㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)	同左
6 職 員	児童福祉施設最低基準(省令)	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者	保育士	保育士以外の者も可 ただし、6割以上は保育士
配置基準	・0歳児 : 3人につき1人以上 ・1・2歳児 : 6人につき1人以上 ・3歳児 : 20人につき1人以上 ・4歳以上児 : 30人につき1人以上	同左
7 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
8 保育料	住民税又は所得税の課税額に応じた階層区分に基づき、区市町村が徴収	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収
9 補助金		
運 営 費	負担金 (国1/2、都1/4、区市町村1/4)	補助金 (都1/2、市町村1/2) ※区部財調 (区10/10)
施設整備費	ハード交付金 (国1.2、区市町村1.4) 設置者1.4	開設準備経費(改修経費) ※区部財調 (都1/2、市町村1/2) (区10/10)

参考

就学前の子どもがいる世帯に関する調査データ（東京都）

就学前の子どもがいる世帯 2,592 世帯の就学前の子ども 3,371 人の状況について述べる。

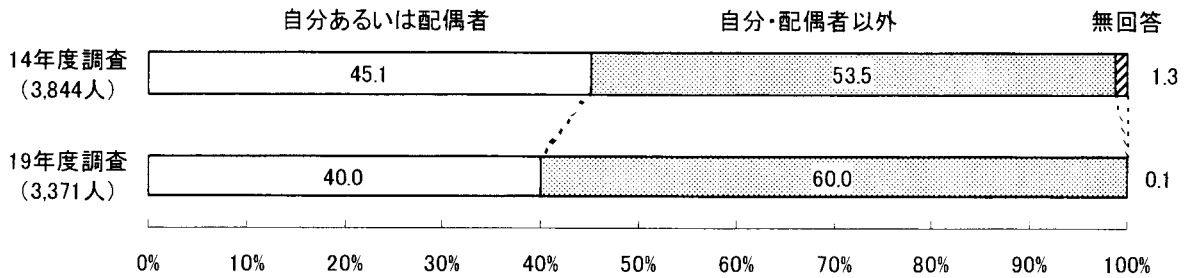
1 就学前の子どもの日中の世話

(1) 就学前の子どもの日中の世話 - 前回調査との比較

就学前の子ども 3,371 人について、子どもの日中の世話を主に誰がしているか聞いたところ「自分・配偶者以外」が 60.0% で、前回調査よりも 6.5 ポイント増加している。(図 I-2-1)

問 お子さんの日中の世話は主に誰がしていますか。

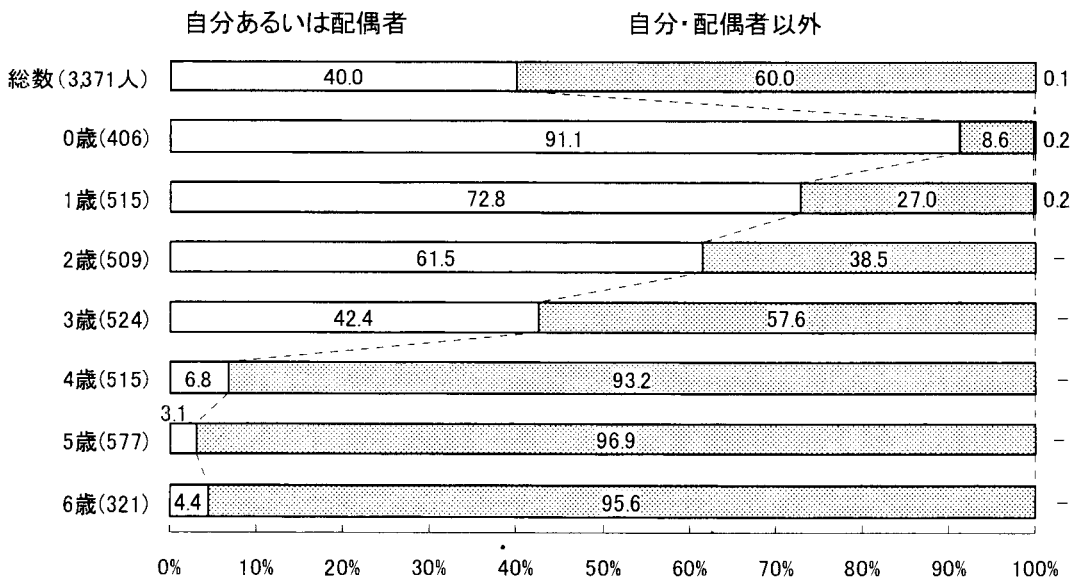
図 I-2-1 就学前の子どもの日中の世話－前回調査との比較



(2) 就学前の子どもの日中の世話－子どもの年齢別

就学前の子どもの日中の世話を子どもの年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「自分・配偶者以外」の割合が、概ね増えていく傾向にある。(図 I-2-2)

図 I-2-2 就学前の子どもの日中の世話 - 子どもの年齢別

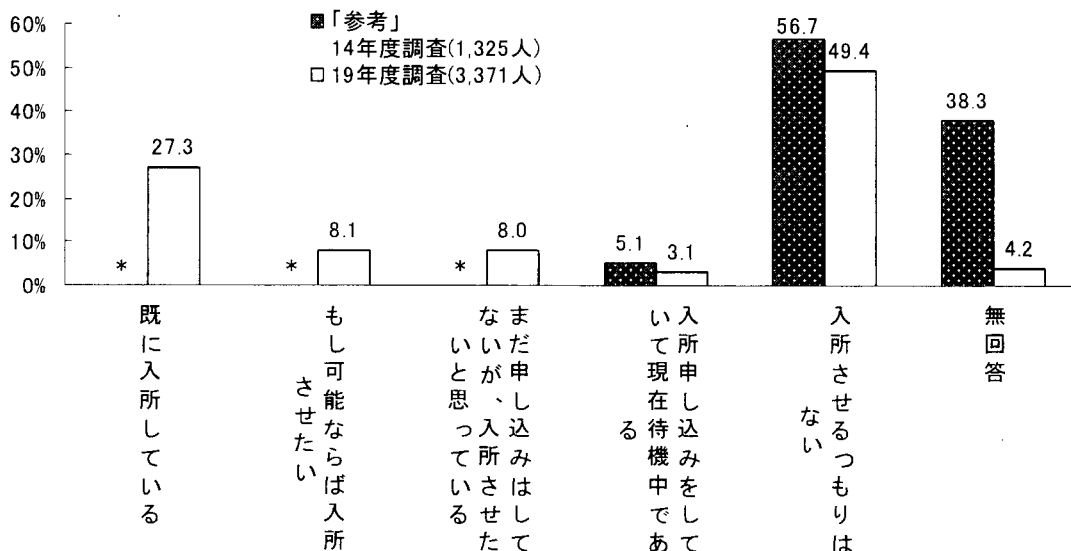


(3) 認可保育所への入所希望－前回調査との比較

就学前の子ども 3,371 人の子どもについて、認可保育所に入所させたいと思うか聞いたところ、「入所させるつもりはない」の割合が 49.4%と最も高く、「既に入所している」の割合が 27.3%と続いた。「入所申し込みをされていて現在待機中である」は、3.1%にとどまった。(図 I-2-3)

問 お子さん（それぞれの）を認可保育所に入所させたいと思いますか。

図 I-2-3 認可保育所への入所希望－前回調査との比較

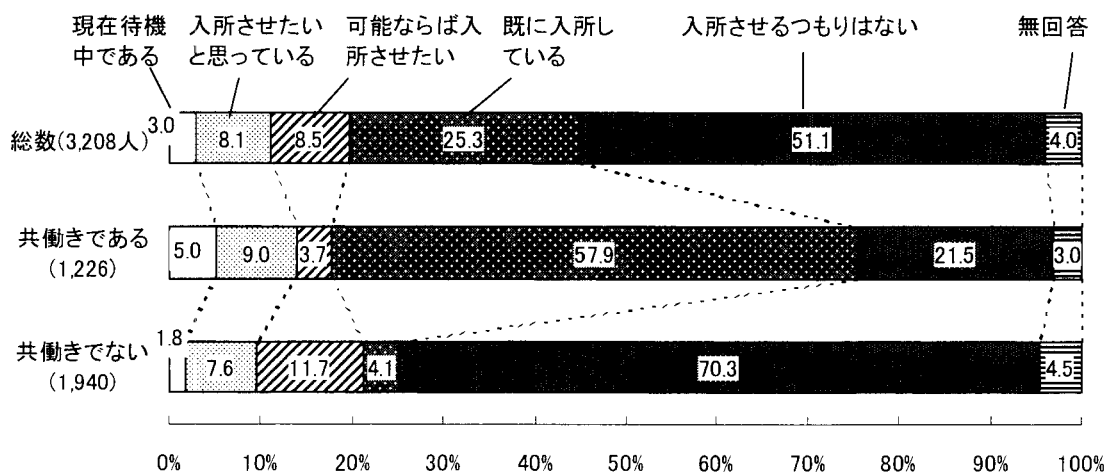


(4) 認可保育所への入所希望－共働きの状況別

認可保育所への入所希望について、共働きの状況別にみると夫婦ともに共働き世帯では「既に入所している」の割合が最も高く 57.9%、次いで「入所させるつもりはない」の割合が 21.5%と続く。

共働きでない世帯では、「入所させるつもりはない」の割合が 70.3%、次いで「可能ならば入所させたい」の割合が 11.7%と続いた。(図 I-2-4)

図 I-2-4 認可保育所への入所希望－共働きの状況別



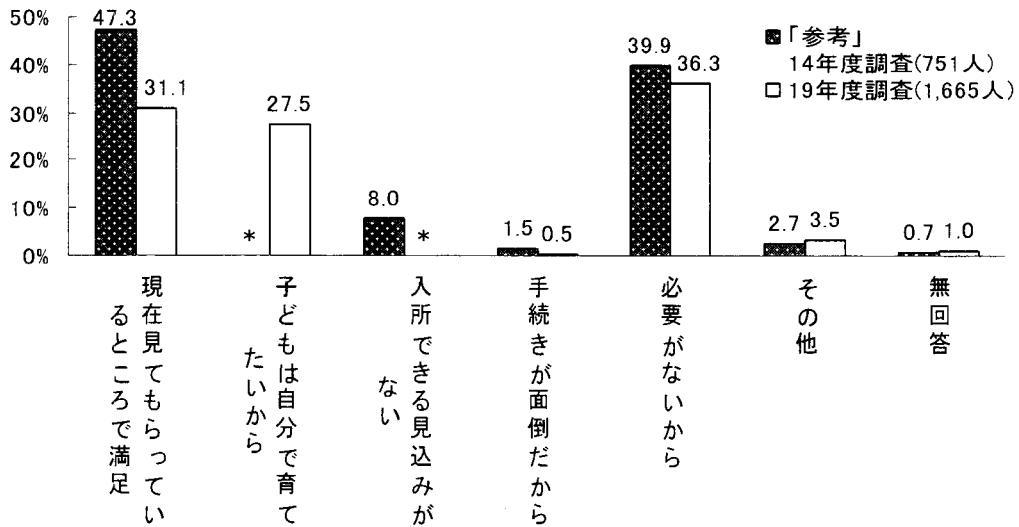
(注) 総数は、両親がいる世帯の就学前の子ども 3,208 人である。(ひとり親世帯は、含まれていない。)

(5) 認可保育所へ入所させるつもりがない理由—前回調査との比較

認可保育所へ「入所させるつもりはない」と答えた1,665人の理由を聞いたところ、「必要がないから」の割合が最も高く36.3%、次いで「現在見てもらっているところ満足」の割合が31.1%と続いた。(図I-2-5)

問 (認可保育所)に入所させるつもりがない理由は何ですか。

図I-2-5 認可保育所へ入所させるつもりがない理由—前回調査との比較



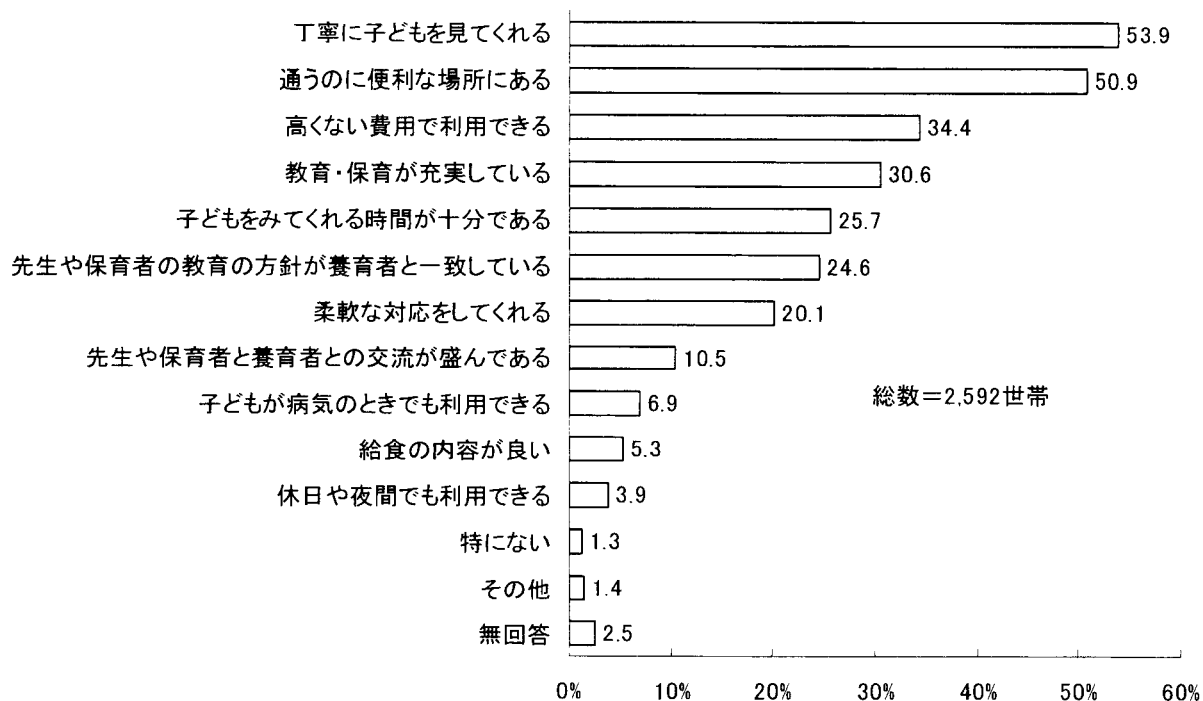
(6) 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕

子どもの預け先を選ぶ際に重視することを聞いたところ、「丁寧に子どもを見てくれる」と回答した割合が最も高く 53.9%、次いで「通うのに便利な場所にある」の割合が 50.9%と続いた。

(図 I-2-6)

問 お子さんの預け先を選ぶ際に重視することは何ですか。

図 I-2-6 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕



(注) 総数 2,592 世帯は、就学前の子どもがいる世帯数である。

(7) 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕

一日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別

子どもの預け先を選ぶ際に重視することについて、日中、主に子どもを見てもらっている（2,021世帯）ところ別にみると、総数では「通うのに便利な場所にある」の割合が51.9%で最も高く、「丁寧に子どもを見てくれる」が49.9%と続く。認証保育所で子どもを見てもらっている世帯では、子どもの預け先を選ぶ際に「給食の内容が良い」ことを重視する割合が14.3%で、他のところよりも高いのが目立つ。（表I-2-1）

表I-2-1 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕

一日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別

	総数	間子どもを見てくれる時間十分である	休日や夜間でも利用できる	子どもが病気のときでも利用できる	教育・保育が充実している	高くない費用で利用できる	柔軟な対応をしてくれる	方針が養育者と一致している	先生や保育者の教育の交流が盛んである	先生や保育者と養育者の交流が盛んである	給食の内容が良い	丁寧に子どもを見てくれる	通うのに便利な場所にある	その他	特にない	無回答
総数	100.0 (2,021)	29.5	3.4	7.1	29.6	31.1	18.7	24.4	10.5	5.6	49.9	51.9	1.2	1.3	2.6	
認可保育所（公立）	100.0 (582)	41.4	4.1	8.6	23.4	32.3	18.9	11.3	7.9	6.2	46.2	59.6	1.2	1.5	2.6	
認可保育所（私立）	100.0 (315)	34.9	4.4	8.9	30.5	25.4	21.6	18.4	10.5	10.8	48.6	50.8	-	0.3	2.2	
認証保育所	100.0 (70)	30.0	2.9	10.0	24.3	34.3	24.3	7.1	14.3	14.3	47.1	57.1	1.4	-	1.4	
認定こども園	100.0 (12)	16.7	8.3	8.3	33.3	41.7	25.0	-	-	8.3	41.7	33.3	8.3	-	-	
幼稚園	100.0 (789)	20.7	1.8	4.9	35.2	30.5	17.2	37.0	11.5	2.8	53.0	49.2	1.8	1.8	1.5	
職場内保育所	100.0 (12)	16.7	-	16.7	25.0	66.7	41.7	-	-	8.3	50.0	75.0	-	-	-	
家庭福祉員（保育ママ）	100.0 (9)	55.6	11.1	-	22.2	11.1	11.1	33.3	22.2	-	77.8	33.3	-	-	-	
その他の家族	100.0 (17)	35.3	17.6	5.9	17.6	41.2	11.8	17.6	17.6	-	52.9	29.4	-	-	-	
同居していない親族や友人	100.0 (17)	41.2	-	5.9	17.6	41.2	17.6	29.4	29.4	5.9	35.3	41.2	-	-	-	

(8) 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（帰宅が遅くなった）〔複数回答〕

－両親の有無、共働きの状況別

過去1年間に親の帰宅が遅くなり、夜間子どもだけになったときに、どのように対応したか聞いたところ、「別居の親族に頼んだ」の割合が22.4%と高く、次いで「その他の家族に頼んだ」の割合が16.6%と続いた。一方、「そのようなことはなかった」の割合は59.8%であった。

両親の有無、共働きの状況別にみると、「別居の親族に頼んだ」の割合は、共働きである世帯が28.0%と高く、「その他の家族に頼んだ」の割合は、ひとり親世帯が26.2%と高くなっている。一方、「そのようなことはなかった」の割合は、共働きでない世帯で70.0%と高くなっている。
(表I-2-2)

問 過去1年間に、親の帰宅が遅くなり、夜間子どもだけになったときに、どのように対応しましたか。

表I-2-2 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（帰宅が遅くなった）〔複数回答〕

－両親の有無別、共働きの状況別

	総数	その他の家族に頼んだ	別居の親族に頼んだ	友人・知人に頼んだ	ベビーホテルを利用した	ベビーシッター等を利用した	子どもだけにしておいた	利用した 児童養護施設でのシヨイトステイ	た 保育所等の一時保育を利用した	ファミリー・サポート・センターを利用した	ひとり親家庭ホームヘルプサービスを利用した	その他	そのようなことはなかった	無回答
総数	100.0 (2,592)	16.6	22.4	5.4	0.1	1.7	2.9	0.0	1.2	0.7	0.1	0.5	59.8	4.4
両親に育てられている	100.0 (2,451)	16.1	22.4	5.1	0.1	1.6	2.7	0.0	1.1	0.7	-	0.4	61.2	4.2
共働きである	100.0 (966)	20.6	28.0	8.2	0.1	2.9	4.6	0.1	1.7	1.4	-	0.9	48.2	5.7
共働きでない	100.0 (1,454)	12.9	18.5	3.0	0.1	0.8	1.4	-	0.8	0.1	-	0.1	70.0	3.0
ひとり親に育てられている	100.0 (141)	26.2	23.4	10.6	0.7	3.5	7.1	-	2.8	2.1	1.4	2.1	35.5	7.8

(9) 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（泊りがけの用事）〔複数回答〕

－両親の有無別、共働きの状況別

過去1年間に泊りがけの用事で親が子どもの世話をできなかったときに、どのように対応したか聞いたところ、「別居の親族に頼んだ」の割合が13.1%と高く、次いで「その他の家族に頼んだ」の割合が9.3%と続いた。一方、「そのようなことはなかった」の割合は73.9%であった。

両親の有無、共働きの状況別にみると、「別居の親族に頼んだ」の割合は、共働きである世帯が14.8%と高く、「その他の家族に頼んだ」の割合は、ひとり親世帯が17.0%と高くなっている。一方、「そのようなことはなかった」の割合は、共働きでない世帯で79.1%と高くなっている（表I-2-3）。

問 過去1年間に、泊りがけの用事で親が子どもの世話をできなかったときに、どのように対応しましたか。

表I-2-3 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（泊りがけの用事）〔複数回答〕

－両親の有無別、共働きの状況別

	総数	その他の家族に頼んだ	別居の親族に頼んだ	友人・知人に頼んだ	ベビーホテルを利用した	ベビーシッター等を利用した	子どもだけにしておいた	児童養護施設でのショートステイやトワイライトステイを利用した	保育所等の一時保育を利用した	ファミリー・サポート・センターを利用した	ひとり親家庭ホームヘルプサービスを利用した	その他	そのようなことはなかった	無回答
総数	100.0 (2,592)	9.3	13.1	1.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.3	-	-	0.2	73.9	6.6
両親に育てられている	100.0 (2,451)	8.9	13.1	1.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.3	-	-	0.2	74.7	6.3
共働きである	100.0 (966)	11.3	14.8	1.1	-	0.4	0.1	0.1	0.4	-	-	0.4	68.9	8.5
共働きでない	100.0 (1,454)	7.2	11.7	1.0	0.1	0.3	-	0.1	0.2	-	-	0.1	79.1	4.7
ひとり親に育てられている	100.0 (141)	17.0	13.5	1.4	-	1.4	-	-	-	-	-	0.7	58.9	10.6

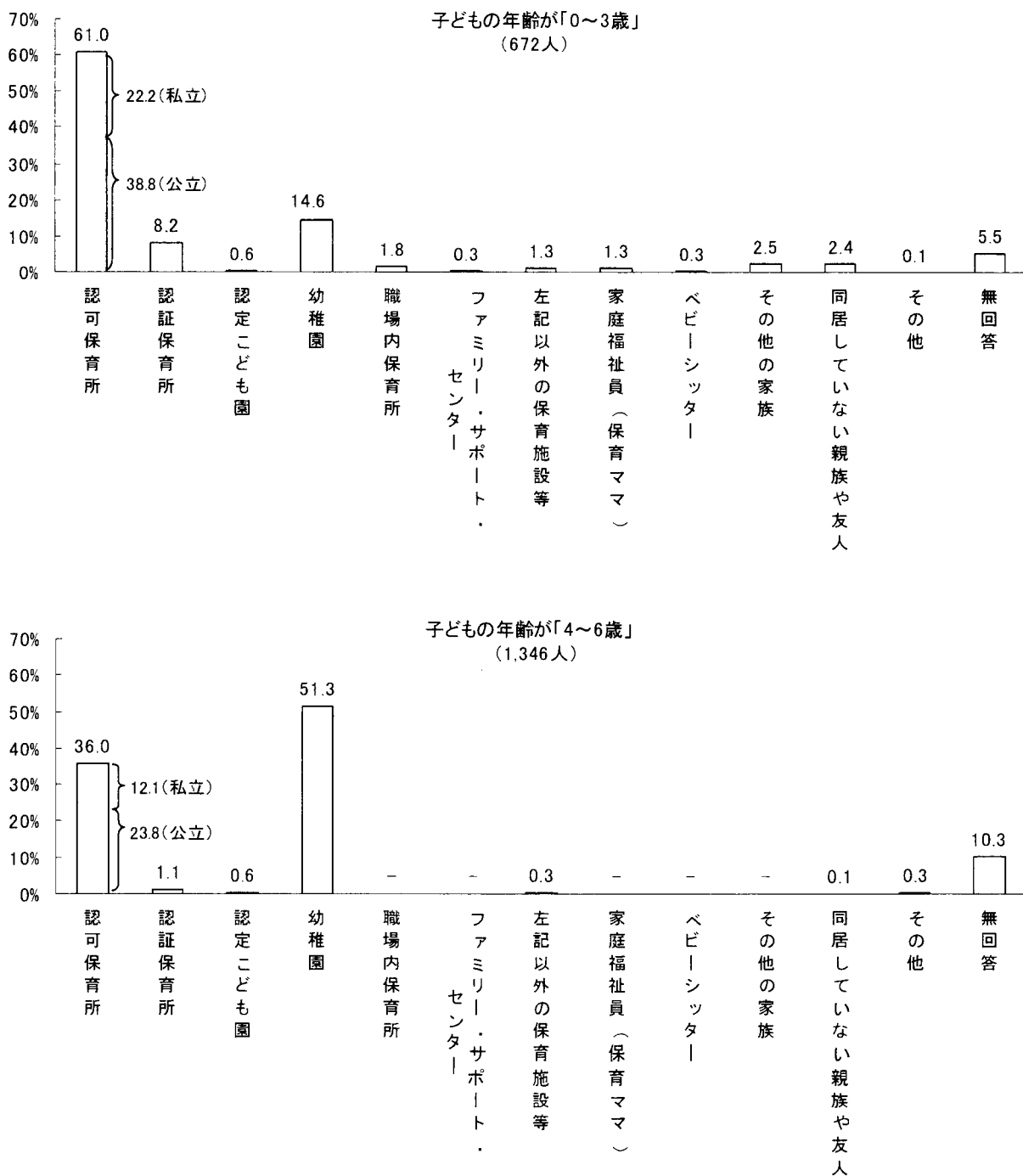
2 自分・配偶者以外が日中の世話をしている子ども（2,021人）の状況

(1) 日中の主な預け先

自分・配偶者以外が日中の世話をしている子ども2,021人について、日中の預け先を子どもの年齢別（「0～3歳」「4～6歳」）にみると、子どもの年齢が「0～3歳」では、「認可保育所」が最も多く61.0%であった。（図I-2-7）

問 日中お子さんの世話は主に誰がしていますか。

図I-2-7 日中の主な預け先



(2) 日中の主な預け先—両親の有無別

子どもの日中の主な預け先は、ひとり親世帯では「認可保育所（公立）」の割合が最も高く52.3%であった。（表 I-2-4）

問 日中お子さんの世話は主に誰がしていますか。

表 I-2-4 日中の主な預け先—両親の有無別

	総数	立認可保育所（公立）	立認可保育所（私立）	認証保育所	認定こども園	幼稚園	職場内保育所	ポーター・センター	ファミリー・センター	上記以外の保育施設	ママ（家庭福祉員（保育））	ベビーシッター	その他の家族	同居していない親族や友人	その他	無回答
総数	100.0 (2,021)	28.8	15.6	3.5	0.6	39.0	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1	0.8	0.8	0.2	8.7	
両親に育てられている	100.0 (1,872)	26.9	15.3	3.3	0.6	41.2	0.6	0.1	0.6	0.5	0.1	0.6	0.9	0.3	9.0	
ひとり親に育てられている	100.0 (149)	<u>52.3</u>	19.5	5.4	0.7	12.1	-	-	0.7	-	-	4.0	-	-	5.4	

(3) 日中の主な預け先—子どもの年齢（1歳刻み）別

日中の主な預け先を子どもの年齢（1歳刻み）別にみると、0歳では「認可保育所（私立）」の割合が25.7%と最も高く、次いで「その他の家族」22.9%、「認証保育所」14.3%と続く。1、2歳児では「認可保育所（公立）」の割合が最も高く（1歳48.2%、2歳46.9%）、次いで「認可保育所（私立）」の割合が高くなっている。（1歳25.9%、2歳26.5%）（表 I-2-5）

表 I-2-5 日中の主な預け先—子どもの年齢（1歳刻み）別

	総数	立認可保育所（公立）	立認可保育所（私立）	認証保育所	認定こども園	幼稚園	職場内保育所	ポーター・センター	ファミリー・センター	上記以外の保育施設	ママ（家庭福祉員（保育））	ベビーシッター	その他の家族	同居していない親族や友人	その他	無回答
総数	100.0 (2,021)	28.8	15.6	3.5	0.6	39.0	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1	0.8	0.8	0.2	8.7	
0歳	100.0 (35)	8.6	<u>25.7</u>	<u>14.3</u>	-	-	-	2.9	-	2.9	-	<u>22.9</u>	11.4	-	11.4	
1歳	100.0 (139)	<u>48.2</u>	<u>25.9</u>	11.5	-	-	2.2	-	2.2	2.2	0.7	0.7	3.6	-	2.9	
2歳	100.0 (196)	<u>46.9</u>	<u>26.5</u>	10.2	1.0	0.5	2.6	-	1.0	2.6	0.5	1.5	1.0	-	5.6	
3歳	100.0 (302)	32.8	17.2	4.6	0.7	32.1	1.3	0.3	1.3	-	-	1.7	1.7	0.3	6.0	
4歳	100.0 (480)	24.2	13.8	1.5	0.6	49.8	-	-	0.4	-	-	-	-	0.4	9.4	
5歳	100.0 (559)	22.4	10.6	0.7	0.5	54.4	-	-	-	-	-	-	0.2	-	11.3	
6歳	100.0 (307)	26.1	12.4	1.3	0.7	48.2	-	-	0.7	-	-	-	-	0.7	10.1	

(4) 主な預け先の保育開始時間一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

主な預け先の保育開始時間を聞いたところ、「午前9時～9時29分」の割合が40.5%と最も高い。

日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別にみると、認証保育所では保育開始時間が「午前8時～午前8時29分」の割合が34.3%で最も高い。（表I-2-6）

問 何時から何時までみてもらっていますか。

表I-2-6 主な預け先の保育開始時間一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

	総 数	前 午 前 7 時 2 9 分 以 下	午 午 前 前 7 時 5 3 分 以 上	午 午 前 前 8 時 2 分 以 上	午 午 前 前 8 時 5 3 分 以 上	午 午 前 前 9 時 0 分 以 上	午 午 前 前 9 時 2 分 以 上	午 午 前 前 9 時 5 3 分 以 上	午 前 1 0 時 以 降	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	1.3	4.9	13.7	18.4	<u>40.5</u>	5.1	2.0	14.1	
認可保育所(公立)	100.0 (582)	1.5	10.3	19.8	30.8	31.4	3.8	-	2.4	
認可保育所(私立)	100.0 (315)	3.2	9.2	23.5	26.7	32.4	4.1	-	1.0	
認証保育所	100.0 (70)	2.9	7.1	<u>34.3</u>	21.4	27.1	1.4	4.3	1.4	
認定こども園	100.0 (12)	-	-	16.7	25.0	41.7	8.3	-	8.3	
幼稚園	100.0 (789)	0.3	0.5	5.7	9.9	61.9	7.9	3.4	10.5	
職場内保育所	100.0 (12)	-	-	8.3	50.0	33.3	-	8.3	-	
14年度調査	100.0 (2,058)	0.8	4.3	9.1	17.6	46.6	6.5	3.8	11.4	

(5) 主な預け先の保育終了時間—日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

主な預け先の保育終了時間を聞いたところ、「午後2時～午後2時59分」の割合が25.8%と最も高い。

また、保育終了時間の「午後6時～午後6時59分」の割合が17.5%で、前回調査の割合(13.0%)よりも4.5ポイント増加している。日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別にみると認証保育所では「午後6時～午後6時59分」の割合が38.6%と4割近くとなっている。(表I-2-7)

表I-2-7 主な預け先の保育終了時間

—日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

	総 数	以 前 後 1 時 5 9 分	午 後 2 時 5 9 分	午 後 3 時 5 9 分	午 後 4 時 5 9 分	午 後 5 時 5 9 分	午 後 6 時 5 9 分	午 後 7 時 5 9 分	午 後 8 時 5 9 分	午 後 9 時 5 9 分	午 後 1 0 時 以 降	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	5.0	25.8	4.8	10.7	17.2	17.5	3.7	0.3	0.3	0.1	14.5
認可保育所(公立)	100.0 (582)	0.2	1.5	0.5	21.0	30.6	36.6	7.0	-	-	-	2.6
認可保育所(私立)	100.0 (315)	1.0	3.8	0.6	17.5	37.8	30.8	6.0	1.0	0.6	-	1.0
認証保育所	100.0 (70)	-	2.9	1.4	12.9	27.1	38.6	12.9	2.9	-	-	1.4
認定こども園	100.0 (12)	8.3	41.7	8.3	16.7	8.3	8.3	-	-	-	-	8.3
幼稚園	100.0 (789)	11.8	61.3	10.3	2.2	2.0	0.8	-	-	-	0.3	11.4
職場内保育所	100.0 (12)	-	8.3	16.7	25.0	33.3	16.7	-	-	-	-	-
14年度調査	100.0 (2,058)	7.2	28.5	6.3	13.9	16.2	13.0	2.8	0.2	0.1	0.3	11.4

(6) 補助的な預け先の保育開始時間と終了時間

一日中子どもをみてもらっているところ（補助的なところ）別

補助的な預け先の保育開始時間及び保育終了時間を尋ねたところ、保育開始時間は「午後4時～午後5時59分」の割合が2.4%と最も多く、保育終了時間は「午後5時～午後6時59分」の割合が3.2%、「午後7時～午後8時59分」の割合が3.0%とそれぞれ高い。

(表 I-2-8、表 I-2-9)

表 I-2-8 補助的な預け先の保育開始時間

一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

	総 数	以 前 9 時 5 9 分	午 前 1 1 0 時 5 9 分	5 正 9 分 午 後 1 時	時 午 5 後 9 2 分 午 後 3	時 午 5 後 9 4 分 午 後 5	午 後 6 時 以 降	な 補 助 的 な と こ ろ は	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	1.9	0.1	0.3	1.7	2.4	2.0	79.6	12.0
職場内保育所	100.0 (11)	27.3	-	-	45.5	18.2	9.1	-	-
ファミリー・サポ ート・センター	100.0 (18)	5.6	-	-	-	11.1	72.2	-	11.1
ベビーシッター	100.0 (16)	6.3	6.3	-	6.3	25.0	43.8	-	12.5
その他の家族	100.0 (35)	8.6	-	2.9	25.7	25.7	2.9	-	34.3
同居していない親 族や友人	100.0 (135)	20.7	0.7	3.7	9.6	23.0	11.1	-	31.1

表 I-2-9 補助的な預け先の保育終了時間

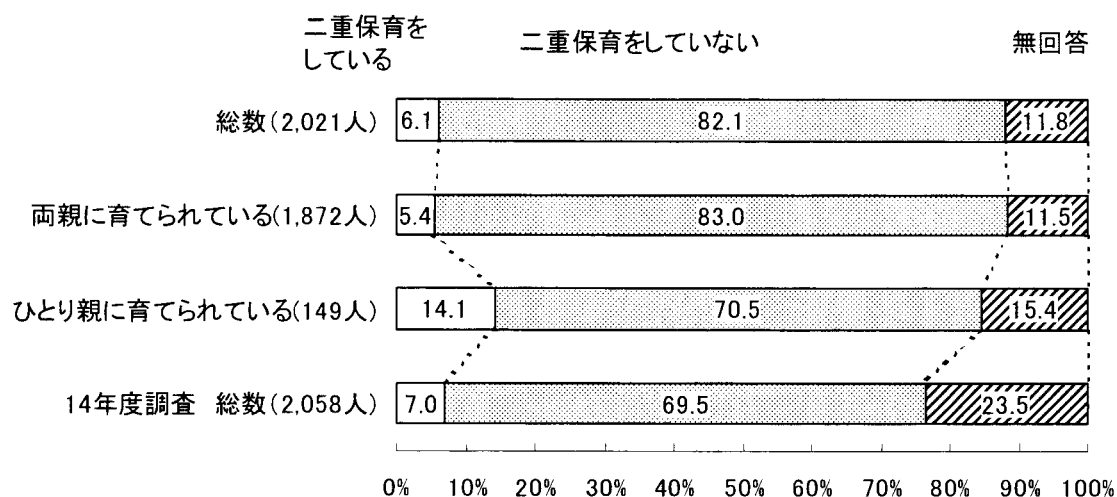
一日中子どもをみてもらっているところ（補助的なところ）別

	総 数	午 後 2 時 5 9 分 以 前	5 午 9 分 後 3 時 午 後 4 時	5 午 9 分 後 5 時 午 後 6 時	5 午 9 分 後 7 時 午 後 8 時	午 後 9 時 以 降	補 助 的 な と こ ろ は な い	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	0.2	0.7	3.2	3.0	1.2	79.6	12.0
職場内保育所	100.0 (11)	-	18.2	27.3	-	54.5	-	-
ファミリー・サポ ート・センター	100.0 (18)	-	5.6	11.1	55.6	16.7	-	11.1
ベビーシッター	100.0 (16)	-	6.3	6.3	56.3	18.8	-	12.5
その他の家族	100.0 (35)	2.9	11.4	25.7	25.7	-	-	34.3
同居していない親 族や友人	100.0 (135)	1.5	3.7	31.9	23.0	8.1	-	31.9

(7) 二重保育－両親の有無別

主な預け先を利用した後に、補助的な預け先を利用している「二重保育をしている」子どもの割合は、6.1%である。ひとり親世帯では「二重保育をしている」子どもの割合は、14.1%であった。(図 I-2-8)

図 I-2-8 二重保育－両親の有無別



《参考》

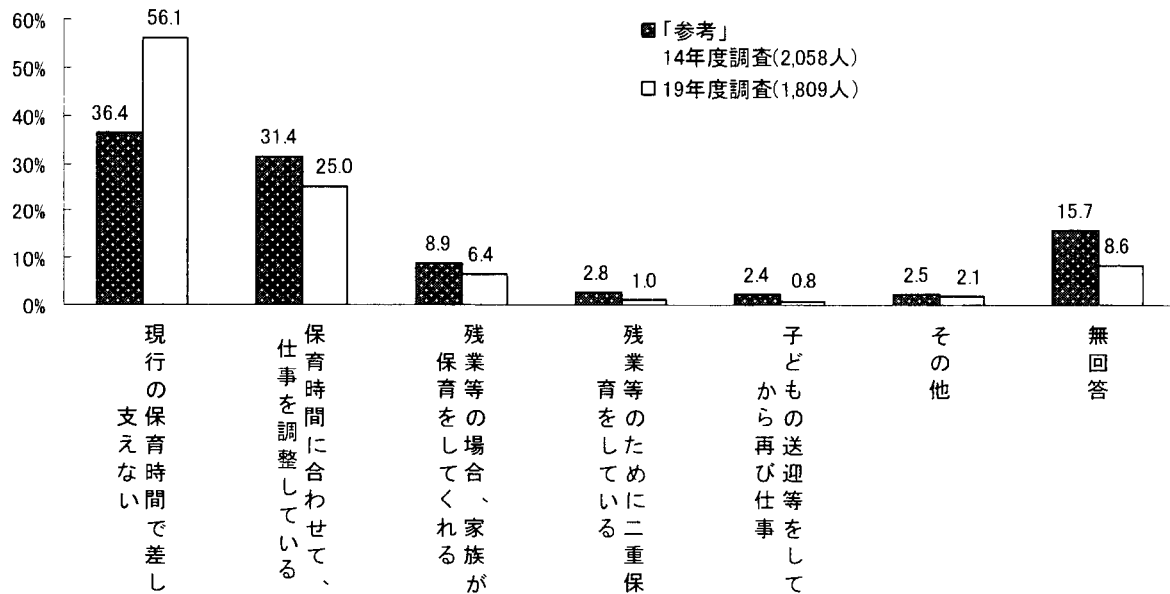
子どもの日中の世話は「自分・配偶者以外」と答えた世帯の子ども2,021人について、①日中の主な預け先と補助的な預け先にそれぞれ預けている時間から、二重保育をしていると見受けられる子どもと、②「保育時間と勤務時間との関係」で「二重保育をしている」と答えた子どもを合わせて「二重保育をしている」として集計した。

(8) 保育時間と勤務時間の関係

保育時間と勤務時間の関係はどのようになっているか尋ねたところ、「現行の保育時間で指し支えない」と回答した割合が最も高く56.1%、次いで「保育時間に合わせて、仕事を調整している」が25.0%となっている。(図 I-2-9)

問 保育時間と勤務時間の関係はどのようになっていますか。

図 I-2-9 保育時間と勤務時間の関係



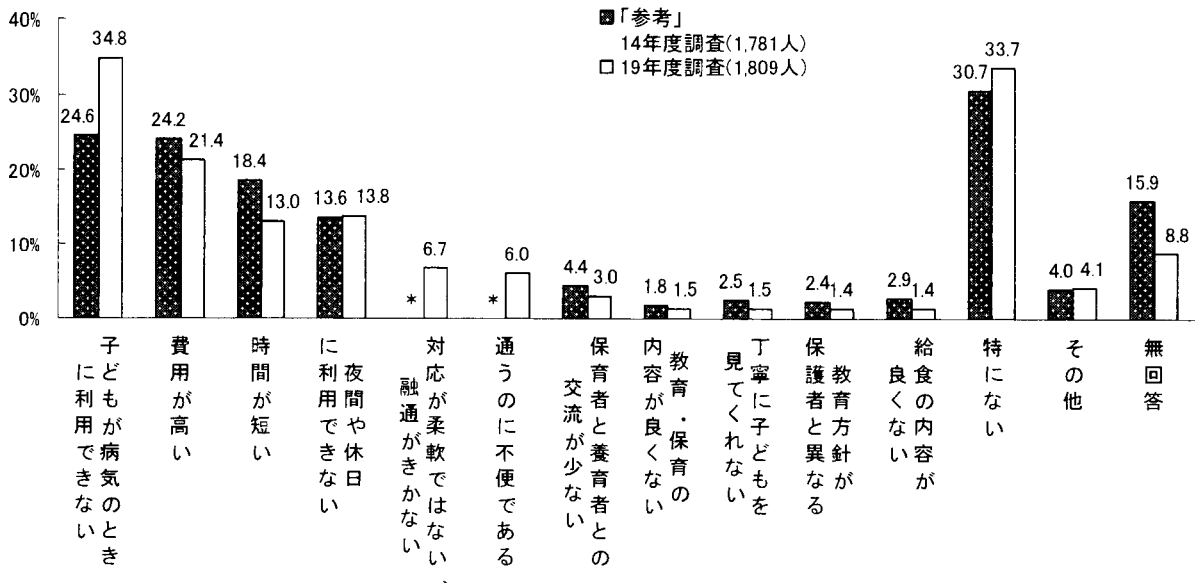
(注) (8)～(10)の19年度調査の母集団1,809人は、日中、子どもをみてもらっているところを「認可保育所(公立)」「認可保育所(私立)」「認証保育所」「認定こども園」「幼稚園」「職場内保育所」「ファミリーサポートセンター」「ベビーホテルなどの施設」「家庭福祉員(保育ママ)」「ベビーシッター」と答えた数である。

(9) 子どもを預けていて不満に思うこと

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを尋ねたところ「子どもが病気
のときに利用できない」の割合が34.8%と最も高く、平成14年度調査に比べて10ポイ
ント以上増加したが「特にない」も33.7%と2番目に多かった。(図I-2-10)

問 お子さんの預け先に関して、困ることや不満に思うことは何ですか。

図I-2-10 子どもを預けていて不満に思うこと



(10) 子どもを預けていて不満に思うこと—両親の有無別

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを両親の有無別にみると、ひと
り親世帯では「子どもが病気のために利用できない」の割合が50.4%、次いで「夜間や
休日に利用できない」の27.4%と続く。(表I-2-10)

表I-2-10 子どもを預けていて不満に思うこと—両親の有無別

	総数	子どもを 見てくれる 時間が短い	夜間や休 日に利用 できない	子どもが 病気の時 に利用 できない	教育・保 育の内容が 良くない	費用が高 い	融通がき かない	対応が柔 軟でない、 融通がき かない	先生や保 育者の教 育方針が 異なる	先生や保 育者と養 育者との 交流が少 ない	給食の内 容が良く ない	丁寧に見 てくれる	通うのに 不便であ る	特にな い	その他	無回 答
総数	100.0 (1,806)	13.1	13.8	34.9	1.5	21.5	6.7	1.4	3.0	1.4	1.6	6.0	33.7	4.2	8.6	
両親に育てられている	100.0 (1,671)	13.4	12.7	33.6	1.4	22.3	6.6	1.6	2.9	1.4	1.5	6.2	34.1	4.2	8.7	
ひとり親に育てられている	100.0 (135)	8.9	27.4	50.4	2.2	11.1	8.1	-	4.4	1.5	2.2	3.7	29.6	3.0	7.4	

3 自分・配偶者が日中の世話をしている子ども（1,347人）の状況

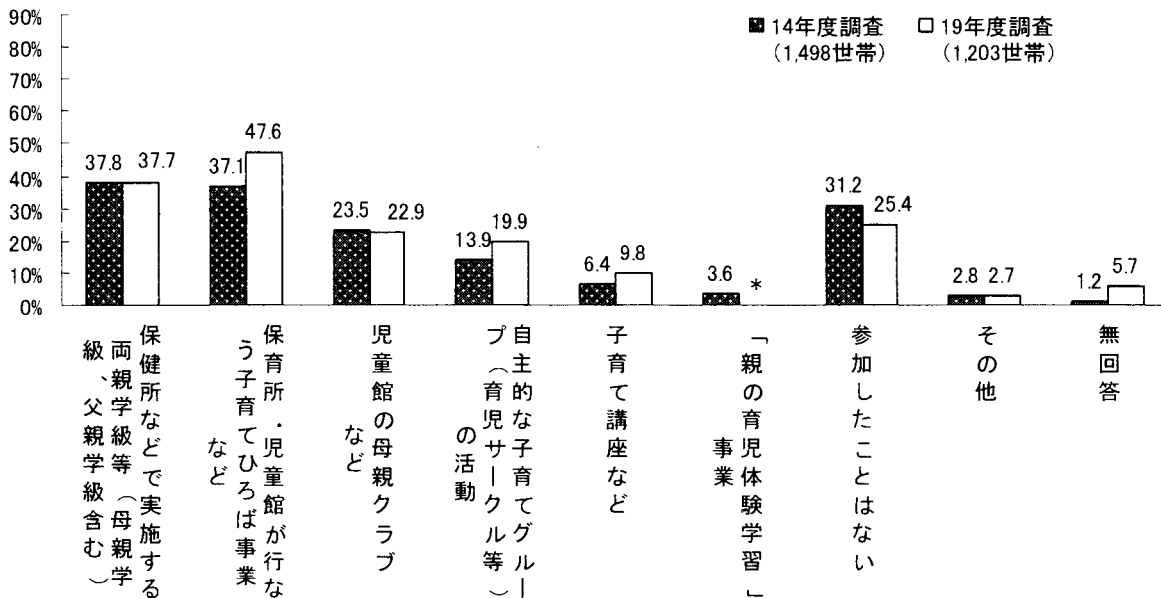
日中の子ども（1,347人）の世話を「自分あるいは配偶者」と答えた1,203世帯に各種サービスの利用状況について尋ねた。

(1) 子育てサービスの参加状況〔複数回答〕－前回調査との比較

子育てサービスの参加状況を尋ねたところ、「保育所・児童館が行なう子育てひろば事業など」の割合が47.6%と最も高く、前回調査の割合（37.1%）と比べて10ポイント以上増加した。（図I-2-11）

問 次のうちで、参加したことがあるものはありますか。

図I-2-11 子育てサービスの参加状況〔複数回答〕－前回調査との比較

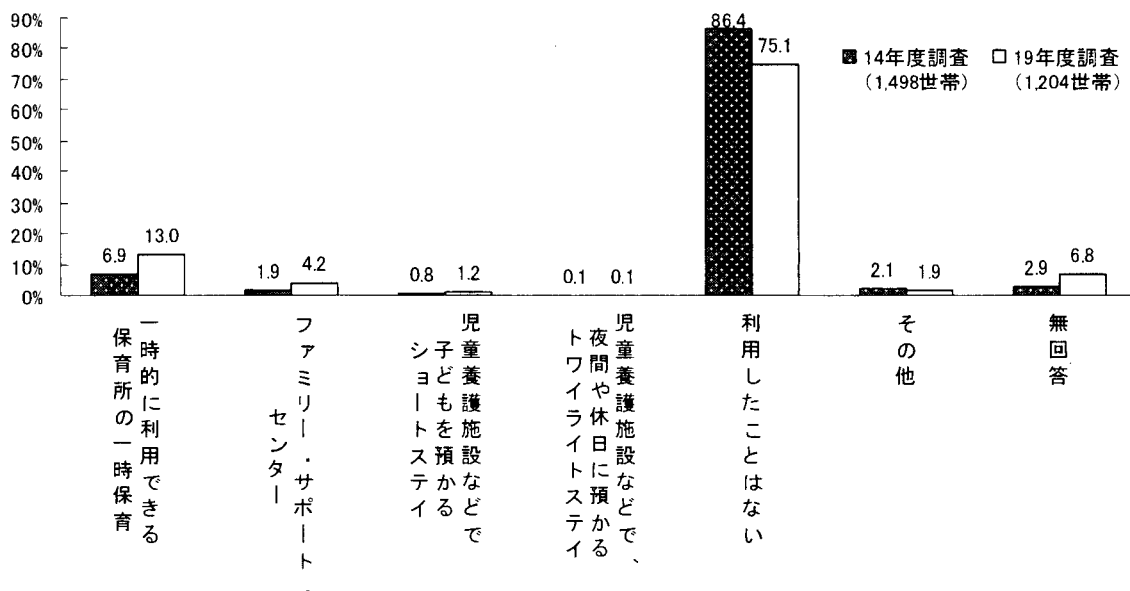


(3) 一時的な子育てサービスの利用状況[複数回答]—前回調査との比較

一時的な子育てサービスを利用したことがあるか尋ねたところ「一時的に利用できる保育所等の一時保育」が13.0%で、前回調査に比べて6ポイント以上増えた。(図I-2-12)

問 次のサービスのうちで、一時的に利用したことがあるものはありますか。

図I-2-12 一時的な子育てサービスの利用状況[複数回答]—前回調査との比較

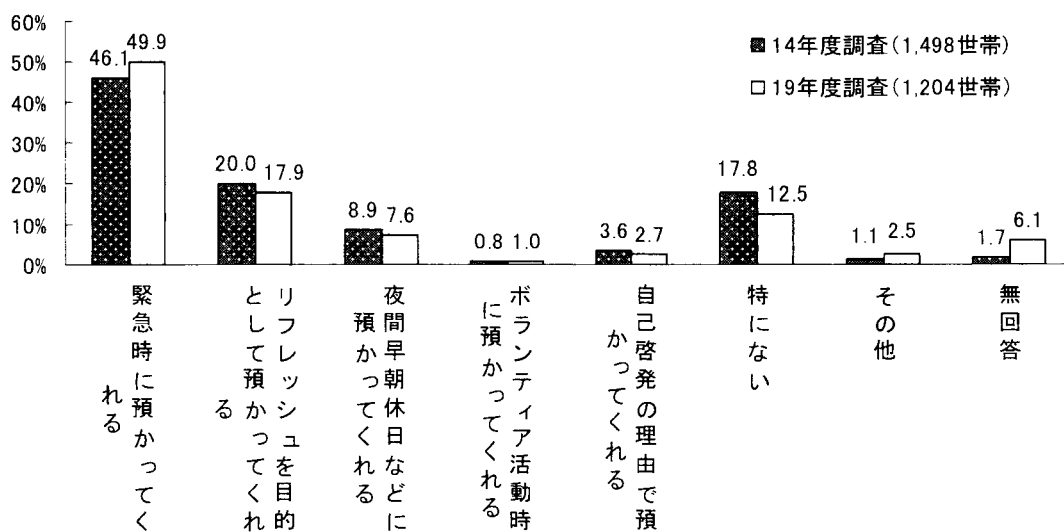


(4) あればよいと思う在宅支援サービス—前回調査との比較

どのような在宅支援サービスがあればよいと思うか尋ねたところ、「親や家族の病気などの緊急時に預かってくれる」が49.9%とおよそ半数で最も多く、次いで「リフレッシュのため、美容院やコンサートに行ったり、スポーツをするなどの理由で預かってくれる」の17.9%となっている。(図I-2-13)

問 在宅で子育てを行なう家庭に対し、どのようなサービスがあればいいと思いますか。

図I-2-13 あればよいと思う在宅支援サービス—前回調査との比較



認証保育所モデル契約書

〇〇〇〇（以下、「保護者」といいます。）と□□□□（以下、「事業者」といいます。）とは、事業者が保護者の乳幼児〇〇〇〇（以下「乳幼児」といいます。）に対して行う保育について、以下のとおり契約を締結します。

- ・ 契約当事者と直接サービスを受ける児童とが、誰であるかを明確に記載してください。

第1条(契約の目的)

事業者は、乳幼児に対し、児童福祉法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対しその保育に対する料金を支払います。

- ・ この契約は、保護者と事業者の双方に、債権又は債務の関係が生じる契約であることを記載してください。
- ・ 児童福祉法、認証保育所事業実施要綱及び東京都認証保育所事業実施細目の趣旨に反するような保育とならないよう、「児童福祉法令等の趣旨にしたがって、……」の文言を入れ、提供するサービス内容についての枠組みを設けてください。

第2条(契約期間)

- 1 この契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとします。
- 2 契約満了日の〇日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、再度契約の内容を確認した上で、更新することとします。

- ・ 文書による解約については、利用者からの解約に制限を加える趣旨ではなく、後々のトラブル防止の観点から規定しました。
- ・ 契約更新時に契約の内容を確認するのは、保育時間などに変更が生ずる場合が多く、自動更新がなじまないことが想定されるためです。
- ・ 契約内容が変更になる場合は、変更契約書又は新たに契約書を取り交わしてください。

第3条(保育の場所)

保育の提供場所は、東京都〇〇〇区(市)〇丁目〇番〇号の〇〇〇保育園です。

- ・ 保育所の所在地、名称を明確にしてください。

第4条(保育サービスの内容)

- 1 事業者は、児童福祉法、保育所保育指針及び認証保育所事業実施要綱等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育サービスを提供します。
- 2 保育内容は、「重要事項説明書」のとおりとします。

- ・ 提供するサービスの内容を包括的に明示し、児童福祉法、保育所保育指針、認証保育所事業実施要綱、認証保育所事業実施細目で定める保育を行う旨を記載してください。
- ・ 保育の内容やサービスの種類について、「重要事項説明書」のとおり実施することを示してください。

第5条(保育の記録)

- 1 事業者は、保育所において乳幼児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約終了後又は契約の解約後〇年間保存します。なお、保存期間が経過した際には第11条第1項の守秘義務にのっとり破棄します。
- 2 保護者は、前項の諸記録を閲覧することができます。

- ・ 第1項は、保育に必要な記録(在籍記録・児童票・保育計画・健康診断書等)の作成とこれらの保存年限について規定しました。
- ・ 保存年限について、幼稚園の場合は指導に関する記録を5年、学籍に関する記録を20年、卒園後保存することになっていますので、参考にしてください。
(学校教育施行規則第15条第2項)
- ・ また、廃棄に当たっては、プライバシーを保護するため、裁断処理を行うなどの方法を取ってください。

第6条(契約時間等)

- 1 契約時間 〇曜日から〇曜日までの〇時〇〇分から〇時〇〇分まで
- 2 利用時間の延長
上記の契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要になった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

- ・ 曜日や時間について、契約の範囲を明確にしてください。
- ・ 契約時間を超えて、随時に保育時間の延長が必要になった場合の取り扱いについて定めておいてください。

- ・ 曜日や時間は、保護者の勤務状況により変更されることが多いため、「契約書別紙」(50ページ参照)に分け、契約の変更を行いやすくする手法をとっても構いません。
この場合、本条は『契約時間等は、「契約書別紙」によります。』と記載してください。
なお、「契約書別紙」も契約書の一部であるため、別紙のなかに定められている事項が守られない場合は、契約不履行となりますので留意してください。

第7条(料金)

保護者は保育サービスの対価として、事業者に次のとおり支払うものとします。

- ① 月極保育料 _____ 円 (月額、消費税を含む。)
ただし、前条第1項の契約時間内の保育、昼食代、おやつ代を含みます。
- ② その他の利用料
 - ・ 随時の延長保育料 _____ 円 (1時間当たり、消費税を含む。)
 - ・ 補食代(夕食) _____ 円 (1回当たり、消費税を含む。)なお、これらの利用料は月単位で清算します。

- ・ ①のように、月極保育料に含まれるサービス内容も明記してください。
- ・ ②のように、月極保育のほか、随時に利用するサービスについても契約書に盛り込んでください。この場合、サービスの内容と利用料、清算方法も明記してください。
- ・ 料金単位(月、日、時間)や消費税の取り扱いについて明確にしてください。
- ・ 曜日や時間の変更に伴い、料金も変更されることが多いため、「契約書別紙」(50ページ参照)に分け、契約の変更を行いやすくする手法をとっても構いません。
この場合、本条は『契約時間等は、「契約書別紙」によります。』と記載してください。
なお、「契約書別紙」も契約書の一部であるため、別紙のなかに定められている事項が守られない場合は、契約不履行となりますので留意してください。

第8条(料金の支払)

- 1 前条①の料金について、事業者は明細を付して当月〇日までに保護者に請求し、保護者は当月〇日までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 2 前条②の料金について、事業者は明細を付して翌月〇日までに保護者に請求し、保護者は請求があった月の〇日までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 3 月の途中で入退所する場合、前条第1号の保育料は、在籍日数に応じ日割計算で料金を算定します。
- 4 退所する場合の清算料金について、第1項及び第2項の定めに関わらず、事業者は明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 5 事業者は、保護者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。

- ・ 具体的な支払い方法についても明確にしてください。
(例 口座振替払・現金振込払・現金払等)
- ・ 随時のサービスを利用した場合の支払方法も明記してください。
- ・ 月途中の入退所の場合の料金の算定方法についても明記してください。
- ・ 退所時には、転居や口座の変更も想定されるので、第1項及び第2項以外の方法で支払うことがあり得ますので、その場合は支払い方法を明記してください。

第9条(契約の解除)

- 1 保護者又は乳幼児の事情で中途退所する場合、保護者は退所予定日の前月〇日までに事業者に書面にて申し出るものとします。前月〇日以降に退所を申し出た場合、保護者は翌月分に相当する第7条①の保育料を支払うものとします。
- 2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
 - ④ 事業者が乳幼児又は保護者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ⑤ 事業者が破産した場合
- 3 事業者は、閉所や休所など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して、〇箇月間の予告期間を置いて、理由を文書で明示し口頭で説明した上で、この契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 保護者が第7条に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払の催告期間が経過しても支払わない場合
 - ② 保護者が事業者や保育所従業者又は他の利用者(保護者、乳幼児)に対して、重大な背信行為を行った場合

- ・ 第1項及び第2項は保護者からの解除の定めです。第3項及び第4項は事業者からの解除の定めです。第3項の、事業者の事情により解除の申し出を行う場合には、保護者の理解が得られるよう理由を文書と併せて説明することや、転所先を探すのに十分な予告期間を設けることに留意してください。

- ・ 第2項④の「社会通念を逸脱する行為」は、第4項②の「重大な背信行為」より広範な考え方です。乳幼児、保護者及びその家族の人権を尊重しない態度や、乳幼児や保護者の保護の視点に欠ける行為などが広く含まれます。
- ・ 第4項では、事業者の一方的な理由により契約を解除することがないよう、一定の要件を明記してください。

第10条(退所時の協力)

事業者は、前条第2項及び第3項の事由により乳幼児が退所する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転所先の確保に努めます。

- ・ 止む終えない事情で事業を休止しても、利用者にとっては引き続き保育が必要となりますので、区市町村の空き情報を活用するなどして、転所先の確保に努めてください。

第11条(秘密保持)

- 1 事業者及び従事するすべての職員は、保育を提供をする上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供することに、保護者は同意します。
- 3 第1項の定めに関わらず、保育所運営内容の向上を目的とした運営委員会に、事業者が乳幼児及び保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、文書で保護者の同意を得るものとします。

- ・ 第1項は通常の守秘義務を定めたものです。
- ・ 第2項は、第三者評価に個人情報を提供する場合の事前同意の定めです。第三者評価を受ける際には、保護者の同意が要件となります。したがって、個人情報を提供することについて、契約成立をもって同意を得ておく方が事業者、保護者ともに合理的と考えられます。
- ・ 第3項は、運営委員会に個人情報を提供する場合の同意の定めです。運営委員会では個別的なケースについて個人情報を必要としますので、第2項のように事前に同意を得るのではなく、必要の都度保護者から文書で同意を得るようにしてください。

第12条(緊急時の対応等)

- 1 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保育中、乳幼児がけがをした場合は、職員が保護者に対し説明を行うものとします。

- ・ 第1項は緊急時の保護者への連絡、保育所の取るべき措置についての定めです。事業者は、契約時に別途、保護者の緊急連絡先を把握しておいてください。また、保育所として、緊急事態への対応をマニュアルとして整えておくようにしてください。
- ・ 第2項は保育中に乳幼児がけがを生じた場合についての定めです。保護者が納得できるように誠意を持って説明することが肝要です。

第13条(賠償責任)

事業者は、保育サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対してその損害を賠償します。

- ・ 通常の賠償責任を定めたものです。

第14条(相談・苦情対応)

事業者は窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

- ・ 相談、苦情等があった場合には迅速に対応ができるよう窓口を設置し、乳幼児及び保護者の視点に立ち、誠意を持って対応・解決に当たることが重要です。

第15条(本契約に定めのない事項)

- 1 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

- ・ 契約にあらかじめ定めていなくても、当事者双方が関係法令等を尊重し、誠意をもって協議し、決定していくことが重要です。事業者の都合に合わせて、一方的に事がらを決定することのないよう留意してください。

第16条(裁判管轄)

この契約に関して止むを得ず訴訟する場合は、保護者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

- ・ 利用者保護の観点から、事業者、利用者どちらが訴訟を起こす場合であっても、保護者の住所地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所としてください。

第17条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

- ・ 事業者は、契約を締結するに当たり、必ず保護者に重要事項の説明をすることが義務づけられています。説明をしたかどうか後々トラブルとならないために、契約書上で確認してください。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

保護者

<住所>

<氏名>

印

<住所>

<氏名>

印

事業者

<所在地>

<事業者名>

<代表者>

印

- ・ 保護者欄には、保護者が2人いる場合は、2人とも記名、押印することが望ましいです。
- ・ 事業者欄には、代表者又は法的にその委任を受けた者が、記名、押印してください。
法的に契約代理権限を与えられている場合のみ、施設長(園長)は事業者側の契約の当事者になれます。

【印紙税について】

本契約書(別紙契約書を含む。)は、印紙税の課税文書には該当しません。

この契約書の内容は、乳幼児及び保護者が適切なサービスの提供を受けるために記載されるものであり、「当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報償を支払う」という性格のものではないものと認められるので、民法上の「請負」には該当しません。また、その他のいずれの課税文書にも該当しません。

なお、自主事業の記載のあるものは、自主事業の内容によっては「請負」に当たり、課税文書となる場合がありますので注意してください。

ただし、領収証は課税文書になります(記載金額が3万円未満のものは非課税文書)。
詳しくは、税務署までお問合わせください。

契約書別紙

この契約書別紙は、「契約書」の条項に基づき、保護者及び乳幼児の個別の事項を定めます。

第1条 契約時間等

1 契約時間 ○曜日から○曜日までの○時〇〇分から○時〇〇分まで

2 利用時間の延長

上記の契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要になった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

第2条 料金

保護者は、事業者が保育する対価として、次のとおり保育料を支払うものとします。

① 月極保育料 _____ 円（月額 消費税を含む。）

ただし、前条第1項の契約時間内の保育、昼食代、おやつ代を含みます。

② その他の利用料

・ 随時の延長保育料 _____ 円（1時間当たり、消費税を含む。）

・ 補食代(夕食) _____ 円（1回当たり、消費税を含む。）

なお、これらの利用料は月単位で清算します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

保護者

<住所>

<氏名>

印

<住所>

<氏名>

印

事業者

<所在地>

<事業者名>

<代表者>

印

☆この契約書別紙自体に保護者と事業者とが記名・押印することで、契約書本体との割り印は不要となります。

- この契約を、継続的な基本事項を定めた「契約書本体」と、変動要素の大きい利用時間や料金を定めた「契約書別紙」とに分けることも可能です。
- 契約書別紙で定めている事項のみの変更の場合は、契約書別紙のみを差し替える形で、契約を変更することもできます。
- 契約書別紙は契約書の一部であるため、別紙のなかに規定されている事項が守られない場合は、契約不履行となることに留意してください。

保育所モデル重要事項説明書

＜ 年 月 日 現在 ＞

1 事業者

事業者の名称	
代表者氏名	
法人の所在地	
法人の電話番号	
定款の目的に定めた事業	

- ・ 法人等の事業者の概要について記載してください。
- ・ 「事業者の名称」は、社会福祉法人〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社などと記載してください。
- ・ 「法人の所在地」は、本部、本社のほかに管轄している支部、支店なども記載するようにしてください。
- ・ 「定款の目的に定めた事業」は、当該事業者の運営する保育所のほか、その他の事業を行っている場合は、その事業の種類と事業所数等も記載してください。

2 事業の目的

事業の目的	
運営方針	

- ・ 「事業の目的」、「運営方針」は、運営規定で定めている内容を、分かりやすくまとめてください。

3 保育所の概要

名称	
所在地	
認可又は認証年月日	
電話番号	
施設長氏名	
入所定員(年齢別)	
職員数	
取扱う保育事業の種類	(例)月極保育、一時保育、障害児保育、休日保育、幼児教室等
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を毎年1度受け、その結果を情報公開しています。
職員への研修の実施状況	
嘱託医	

※ 自己評価及び第三者評価の評価結果の詳細については事務室に備えてありますので、いつでも御覧ください。

- ・ 保育所の概要について記載してください。
- ・ 「職員への研修の実施状況」は、職場内外の研修受講等など保育の質を向上させるため職員のスキルアップに努めていることを示すものです。
- ・ 事業者が行っている自己評価や第三者評価について、その実施状況を記載し、評価結果を説明するなどして、アピールしてください。

4 開所日・開所時間及び休所日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで
うち延長保育時間	〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで
休 所 日	日曜日・祝祭日

- ・ 保育所の開所日、開所時間、休所日について記載してください。なお、記載してある曜日等は例示です。
- ・ 上記例示の「休所日」以外に年末年始を休業する場合は、その日付を具体的に記載してください。(例 12月29日から1月3日まで)

5 施設の概要

敷 地	民有地を借地(あるいは市有地を使用貸借など) 面積		m ²
建 物	鉄筋コンクリート造 3階建ての1階 延べ床面積		m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室	〇室 面積	m ² 調理室 m ²
	保育室・遊戯室	〇室 面積	m ² 調乳室 m ²
	幼児用トイレ	個	医務室 m ²
設備の種類	プール、冷暖房、二重サッシ		
安全 保障	乳幼児賠償責任保険加入		
そ の 他	屋外遊戯場	m ² (代替場所	公園 m ²)

- ・ 保育所全体及び乳幼児が使用する居室について概要を記載してください。
- ・ 設備について、プール、防音、空調など保育所として工夫している特色等を分かりやすく記載してください。

6 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	備考
施設長	1人	保育士 1人			
保育従事職員	人	保育士 人	人	保育士 人	
保育補助者	人	保育士 人	人	保育士 人	
調理員	人	調理師 人	人	調理師 人	
事務員	人		人		

※ 開所時間内には、必ず複数の職員を配置(児童数に応じて加配)し、そのうち常勤(認証保育所の場合は正規職員)の保育士が1人以上保育に当たります。

- 職員の数について、体制が明確になるよう、常勤・非常勤の別(認証保育所の場合は正規職員か否かの別)も含めて記載してください。
- 「有資格者数」の欄は、その職種に該当する資格とその資格を保有している職員数を記載してください。
- ローテーション表など職員配置の分かるものを添付すると保護者の安心感がより高まります。

7 保育計画

組・グループ	保 育 計 画
0歳児	
1歳児	
2歳児	
3歳児	
4歳児	
5歳児	
その他 (年間行事等)	

- 各年齢区分ごとの年間の保育計画、指針及び年間の行事等について詳しく記載してください。

8 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

時間	朝	～	昼	～	夕方	～	夜
組 ・ グ ル ー プ	0歳児						
	1歳児						
	2歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						

(2) お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある〇〇〇公園、〇〇〇広場などにお散歩に行きます。

- 保育所で過ごす、1日の流れを記載してください。

9 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、前月〇日ごろに翌月の献立表をお配りします。 (今月の献立表は別紙のとおりです。)
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例)卵・牛乳・そばなど
衛生管理等	集団給食施設届出を〇〇保健所へ届出済みです。 (年 月 日届出) 水質検査を年〇回実施しています。 調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。

- ・ 保育所が提供する食事等について、配慮している点や献立の特徴等も記載してください。
- ・ 献立表には栄養所要量や使用材料、主な調味料を含め詳細を記載してください。
- ・ アレルギー等への対応は、保護者に分かりやすく記載してください。
- ・ 保健所に集団給食施設届出書等を提出した年月日やその他保健所の指導に基づいて実施していることについて記載してください。

10 入園時に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの。
- (2) 保護者の連絡先を明確にするもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。(病歴、予防接種の記録やアレルギー等)
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

- ・ 入園に当たって、提出や確認が必要な書類についてすべて記載してください。
- ・ (2)、(3)、(4)については、児童票や健康管理表等の様式を準備し、保護者に記載してもらい、必ず書面に残すようにしてください。

11 保育所と保護者の連絡について

- (1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。
体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
- (2) 月に〇回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

- ・ 事業者は、乳幼児の体調等について、常に保護者との連絡を取るとともに、保護者の参加する行事については、予定を知らせておくなどして利用しやすい体制を整えるよう努めてください。

12 保護者の方が用意するもの

- (1) 入園時に用意するもの (例)布団カバー等
- (2) 毎日持参するもの (例)タオル、エプロン、着替え等

- ・ 保育料以外で保護者が負担するものを記載してください。

13 保護者会について

年に〇回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会)の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

- 保護者会の性格、役割、開催日程などについて記載してください。

14 運営委員会について

年に〇回、開催予定です。保護者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

- 運営委員会の性格、役割、開催日程、委員名簿などについて記載してください。

15 健康診断等について

(1) 健康診断

0歳児	毎月〇回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
1歳以上児	毎月〇回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

(2) 身体測定

全乳幼児	毎月〇日に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
------	--

※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

- 乳幼児の健康状態等について、保護者も把握できるよう留意してください。
- 乳幼児の体調に異常等が見つかった場合、事業者は保護者に詳細を説明するとともに、保護者の相談に応じることも記載してください。

16 料金

(1) 月極保育料(認証保育所のみ該当)

月極保育時間 〇時間/月

	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日
0歳児	円	円
1歳児	円	円
2歳児	円	円
3歳児	円	円
4歳児	円	円
5歳児	円	円

※ おやつ代・昼食代は月極保育料に含まれます。

- (2) 随時の延長保育料 1時間当たり〇〇〇円
 (3) 夕食代(補食代) 1回当たり〇〇〇円

(4) 上記のほか、保護者に負担していただくものは(例 おむつ代は1月当たり〇〇〇円)です。

(5) 自主事業(付帯サービス)の利用料金

- (例) ・ 送迎サービス=乳幼児の降所の際、保育所から御自宅までお送りします。料金は、月極契約で1月当たり〇,〇〇〇円で、随時の利用は1回当たり〇〇〇円です。なお、随時の利用は職員の配置の都合により前日〇時までの予約が必要となります。
- ・ 英語教室=保育時間中に、英語の講師による英会話の学習を行います。料金は、月極契約で教材費、機器使用料を含み1月当たり〇,〇〇〇円です。
- ・ 一時保育=月極保育以外に時間単位での保育を行っています。月極保育の出席数により受入人数が変動しますので、ご利用は前日〇時までの予約が必要となります。料金は1時間当たり〇〇〇円です。

(6) 上記金額は、すべて別途消費税がかかります。

- ・ 実施しているサービス及びその料金はすべて記載してください。
- ・ 通常の保育所事業以外で同施設内で実施している自主事業がある場合は、その内容や料金なども記載してください。
- ・ 事業主体や事業内容によっては、消費税がかからない場合もあります。

17 支払方法

以下の中から、御希望の支払い方法を選んでください。

- (1) 口座振替払(毎月〇〇日に引落とし。指定口座〇〇銀行〇〇支店口座番号〇〇〇)
- (2) 現金振込払(納付期限:毎月〇〇日。指定口座〇〇銀行〇〇支店口座番号〇〇〇)
- (3) 現金払(支払い期限:毎月〇〇日。保育所事務室までお願いします。)

- ・ 支払方法は、保護者が選ぶことができるようにいくつかの方法を明記することが望ましいです。
- ・ 口座振替及び現金振込払の場合は、指定する口座も記載してください。

18 保育所の御利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合 又は 登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登所が遅れる場合は、その日の登所予定時刻までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、下記のとおり〇時までには御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登所前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登所停止期間を経過してから登所してください。
発熱のある場合について	熱が〇〇.〇度以上ある場合は、登所を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
随時に延長保育が必要な場合	当日〇時までには、御連絡願います。

- ・ 利用に際しての留意点はあらかじめ説明しておく必要があります。
- ・ 感染症については、別紙に一覧表を記載するなどして、感染症の名称・症状・潜伏期間・学校保健法施行規則第20条に定められた登所停止期間など保護者に必要な情報の提供をしてください。
- ・ 保育所で投薬等を行う場合は、医師の処方に従う場合のみとしてください。処方については保護者との連絡、薬の受け渡し方法、投薬方法などを確認しておいてください。

19 賠償責任保険の加入

1事故	円
1名につき	円

- ・ 必ず賠償責任保険に加入して、その内容について説明してください。

20 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	氏名
	所在地 ※当該保育所から徒歩〇分 電話
救急隊	管轄消防署名
	所在地 電話
警察署	管轄警察署名
	所在地 電話

- ・ 緊急連絡先の把握の際には、保護者の連絡先のほか、乳幼児のかかりつけの医師の連絡先も届け出させておくようにしましょう。

21 非常災害時の対策

消防計画 作成 (変更)届 出書	〇〇〇消防署 平成 年 月 日届出			
	防火管理者 氏名			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	区立〇〇〇公園	第2避難場所	〇〇市立〇〇小学校

- ・ 非常災害時の対策については、上記以外にも独自の取り組み内容について記載してください。

22 保育内容に関する相談・苦情

(1) ○○○保育所 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名	電話 ○○○○－○○○○
相談・苦情解決責任者 氏名	電話 ○○○○－○○○○ (役職 ○○)
第三者委員 氏名	(役職 ○○) (役職 ○○) (役職 ○○)
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

- ・ 保護者の保育に関する相談や事業全般に係る要望、苦情等に対して迅速に対応するため、窓口を設けてください。この場合、受付担当者と解決責任者は別の職員を指定することが重要です。

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名	
所在地	電話

- ・ 保育所の苦情を保育所に伝えるということに抵抗を持つ保護者もいます。決して乳幼児が不利な取り扱いを受けることはないということを説明することがまず重要です。さらに、地元自治体の担当窓口も紹介しておくことが、保護者の安心につながります。

※ 「7 保育計画」「8 毎日の保育の流れ」「16 料金」については、一覧表を用いることも可能です。

※ 「2 事業の目的」「3 保育所の概要」「7 保育計画」については、保護者に保育所の特色が十分伝わるように工夫をしてください。

※ 「16 料金」については、どのようなものにかかるのか、すべての項目を具体的に記載してください。

第14回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料1
平成20年10月14日	

第13回の少子化対策特別部会における発言の補足

少子化対策特別部会
岩村正彦

- 認可保育所よりも保育サービスの供給者を拡大するとすると、現行の保育所入所決定の仕組み、すなわち市町村が、保育の要否だけでなく、児童の保護者の希望を考慮しつつ順位をつけて入所先を決定する仕組みは、事務量の増大のために、コスト増と非効率化をもたらすので、維持できなくなると思われる。

以上

保育の質について（意見提出）

大石亜希子（千葉大学）

- 保育サービスには需要者である親にとってのサービスと、子どもにとってのサービスの二面性があります。
- 親にとってのサービスの質は、夜間保育や休日保育の有無、通勤の利便性など、消費者の観点から評価しやすいものです。しかし、子どもにとってのサービスの質をどうにかすることは難しい問題です。保育は教育と同様に投資としての側面があり、質の善し悪しが子どもの成長に影響するだろうことは想像に難くありませんが、最終的には子どもの成長を見届けなければ判断できないので評価に要するタイムスパンも長くなります。
- したがって、質の悪い保育が将来もたらす危険性を親や社会が十分に認識していない場合や、近視眼的な行動をとる場合には、質への需要は過少になります。
- アメリカの研究（Cryer and Burchinal 1995）によると、専門家が評価する場合と比較して、親たちは自分の子どもが受けている保育の質を高めめに評価しがちだそうです。とくに、乳幼児の保育については、高めめに評価するバイアスが大きいということも報告されています。
- つまり、何らかの政策的誘導がなければ、質の高い保育に対して、親たちはそれに見合ったお金を払おうとしないということを意味します（ブラウ 2003）。その傾向は、保育サービスが通常財であるならば、低所得層の親ほど強いでしょう。
- 保育園探しには、探索費用（サーチ・コスト）もかかります。認可外の保育園を探す場合、高所得世帯は情報収集能力もあり、納得のいく施設をみつけるまで別の保育手段を利用する余裕もあるでしょうが、就業の緊急度が高い低所得世帯ほど、長期的にみた子どもの利益追求よりも目の前の所得機会を確保するためにサーチをやめざるを得ません。そのため、質に問題があっても手近な保育園を選択しがちになり、本来は市場から淘汰されるべき業者が残ってしまうことになります。
- 保育の質については、教育におけるのと同様にピア効果も考慮する必要があるでしょう。つまり、子育てに熱心な親やその子どもが集まる保育園では、相乗効果で保育の質が高まると考えられます。
- 保育における直接契約制の導入に関しては、学校選択制を巡る議論が参考になると思います（小塩 2007）。

（参考文献）

- D.M.ブラウ（2003）「米国の保育政策に関する経済学的考察」『季刊社会保障研究』第39巻第1号, pp.28-42.
- Cryer, D. and M. Burchinal(1995)“Parents as Child Care Consumers,” in S.W. Helburn (ed.) “Cost, Quality, and Child Outcomes in Child Care Centers, Technical Report,” Denver: Department of Economics, Center for Research in Economic and Social Policy, University of Colorado at Denver, June: 203-220.
- 小塩隆士（2007）「学校・生徒の格差拡大も」日本経済新聞 2007年12月3日朝刊。

三鷹市における「保育サービスの質」の確保に向けた取組みについて

委員：三鷹市長 清原 慶子

1 保育サービスの提供主体(平成20年4月1日現在)

公設公営保育所	12 か所
公設民営保育所	7 か所
私立保育所	8 か所
認証保育所	9 か所
家庭福祉員	4 人
保育サービス定員	2,415 人
総人口	175,009 人
就学前児童	8,501 人
待機児童数	134 人

2 保育内容について

(1) 保育所保育指針の徹底

(2) 三鷹市「保育のガイドライン」(平成16年6月策定)の徹底

○13年度：公立保育園保育士による「保育園リーダー会」による骨格案作成

○14年度：「ガイドライン作成委員会」による冊子編集

○15年度：保育・栄養・保健・子育て支援の専門家の助言による分野別の検討によるまとめ

○16年度：市の保育の基本的考え方、保育の質の最低ラインを示す

*社会福祉法第78条：社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない

○保育所保育指針にもとづき、市民ニーズと市の特性に合わせて策定

①保育園の役割と保育、②家庭との連携・保護者との協力、③保育の環境、④地域における子育て支援、⑤保育者としての倫理と態度、⑥保育における子どもの健康管理、⑦安全な保育のために(危機管理)、⑧保育サービス評価と情報公開(保育サービス評価と検証等)

○公設民営保育所を含む公立保育所及び私立保育所並びに、認証保育所及び家庭福祉員にも適用して情報の共有化と共通理解を恒常的に図っている。

3 保育環境について

(1) 公立保育所における職員配置

	三鷹市独自運用基準	児童福祉施設最低基準
0歳児	3 : 1	3 : 1
1歳児	5 : 1(都基準)	6 : 1
2歳児	6 : 1	6 : 1
3歳児	20 : 1 (但し、12月まで1人加配)	20 : 1
4歳以上児	25 : 1	30 : 1

(2) 障がい児保育等

○ 公私立保育所全園での障がい児及び特別の配慮を要する子どもの受け入れ実施

- (3) ひとり親家庭、虐待ケース等
 ○ プライオリティを持たせた「保育に欠ける」要件として設定

4 職員について

- (1) 公立保育所保育士の人財育成
 ○ キャリア・ビジョンの確立に向けた人事制度と専門研修受講システム
- (2) 全認可保育所、認証保育所、家庭福祉員参加による保育士研修の定期的な実施
- (3) 人事交流の実施による相互啓発

5 監査、評価について

<公私立保育所・認証保育所>

- (1) 東京都指導検査の実施（1回/2年）
 (2) 第三者評価の受審（1回/3年）
 (3) 保護者満足度調査の実施（1回/年）

<公設民営保育所>

- (1) 上記(1)から(3)の実施
 (2) 運営委員会（各園ごとに設置）による検証（2回/年）
 (3) 市による立ち入り現地調査（1回/年）
 (4) 市への保育所運営状況報告（1回/月）

6 認可保育所の付加機能について

保育サービスに対する市民ニーズの多様化に対応するとともに、地域の子育て支援により貢献していくため、認可保育所の付加機能の拡大を図っています。

項目	公設公営保育所	公設民営保育所	私立保育所	備考
出前型親子ひろば	● (連携の主体)	○	○	コミュニティ・センターで連携実施*
地域開放事業	○	○	○	園庭開放、行事参加
相談事業	○	○	○	随時
一時保育		○	○	実施園限定
緊急一時保育	○			実施園限定
トワイライトステイ		○		実施園限定
常設親子ひろば		○	○	実施園限定
幼保小の連携	○	○	○	小中学校区単位
食育の推進	○	○	○	
アレルギー対応	○	○	○	

*三鷹市には、市内7つのコミュニティ住区があり、各住区の住民協議会がそれぞれの住区のコミュニティ・センターを核として独自の活動を展開しています。

保育サービス（認可外保育施設）の質についての意見

少子化対策特別部会

吉田正幸

本日の会議は所用により欠席いたしますので、以下の通り意見を申し述べさせていただきます。言葉足らずな点をご容赦ください。

- 保育サービス全体のあり方について（質の確保と量の拡大が不可欠）
 - ・ 質の確保という観点からは、認可保育所を中心としたサービス供給を基本とすべき
 - ・ 一方、待機児童の多い地域では、地域にある認可外保育施設の認可化を促進する必要がある
 - ・ 認可が困難な認可外保育施設に関しては、非定型的保育や家庭的保育などの活用を促すとともに、認可保育所の待機者を対象に利用者の保育料負担の軽減策を検討する必要がある
 - ・ 保育の機能に着目した新たな評価指標を開発し、認可・認可外を問わず機能評価を行う
- 認可外保育施設の認可化について
 - ・ 認可化に際しては、ナショナルミニマムとしての最低基準を適用する（地域によって異なる基準は設定しない）
 - ・ ただし、現行の最低基準（特に施設設備関係）については、科学的・実証的な調査研究の成果を踏まえて必要な見直しを行う
 - ・ 認可保育所の最低定員については、一定の要件を課した上で3歳未満児に限り20人以下の定員を認める（例えば3歳以上児の受け入れが可能な認可施設が近隣に存在し、連携できるなど）
 - ・ 現に待機児童が存在する、または潜在的な待機児童が見込まれる地域においては、最低基準をはじめ一定の要件を満たした認可外保育施設から認可申請があった場合、特段の事情がない限り認可する（認可権者の裁量を認めない）
 - ・ 同様に、現に待機児童が存在する、または潜在的な待機児童が見込まれる市町村においては、保育の実施義務に例外を認めず、認可外保育施設の認可化を促進する
 - ・ 認可を志向する施設については、例えば1年以内に認可化することを条件に、施設設備整備費や事業費などを補助することを検討する
- 認可化が困難な施設について
 - ・ 特定保育や一時保育、休日保育、夜間保育など非定型的な保育サービスについては、認可外保育施設であっても一定の要件を満たすことを条件に補助の対象とすることを検討する
 - ・ 児童福祉法の改正によって家庭的保育が制度化された場合、これを活用することで認可外保育施設の小規模多機能化が可能になるのではないかと
 - ・ 保育サービスの利用者に受給権を与えることによって、認可保育所に入れない認可外保育施設の利用者に対して、保育料負担軽減を行うことが可能になるのではないかと

○ その他

- ・ 待機児童がいる市町村では、行政担当者レベルで一種の“窓口規制”や利用者には不適切な対応をするケースもあり得るため、保育所に対してだけでなく、市町村に対しても第三者的な苦情解決の仕組みを導入することを検討する必要がある（利用者にとって保育所は選択できても、居住する市町村は選択できない）
- ・ 待機児童の多い都市部では、多様な働き方に柔軟に対応できる保育サービスが求められており、「保育に欠ける」要件や待機児童の定義を見直す必要があるのではないか（それによって多様な保育サービスの導入が促進される可能性がある）
- ・ 認可外保育施設の認可化に関しては、最低基準の問題だけでなく、自治体によっては設置主体が社会福祉法人であるかどうかも大きく影響するため、設置主体の違いを踏まえた認可化の促進方策を検討する必要がある
- ・ 様々な事情により就労証明を出せない利用者もいて、結果として認可外保育施設を利用せざるを得ないケースもある。こうしたケースをどう考えるか
- ・ 東京都の認証保育所に限らず、横浜市や川崎市、堺市、仙台市などが独自に認証（認定）して行っている保育施設の特徴も把握したい（要望）

○ 将来的には、認可制度そのものの見直しを行う（私案）

- ・ 認可は主として施設設備や職員配置などに着目して行われているが、このうち施設設備に関する基準については、認定こども園のように機能に着目して認可する仕組みに変更する
- ・ 機能認可に際しては、国が保育サービスの質を確保するために最低限必要な機能要件を示す
- ・ 国の基準に基づいて、自治体がそれぞれの事情に応じて保育サービスの質の向上に必要な機能基準を付加的に定める
- ・ 国の要件に基づいて自治体が定めた基準を満たしていれば、所定の審査を行った上で原則としてすべて認可することとする（機能に対する何らかの評価を義務づける）
- ・ 機能認可に係る国の機能要件は、科学的・実証的な調査・研究に基づいて設定する